

# 串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事

図面番号	図名	縮尺	図面番号	図名	縮尺
L- 01	図面リスト	—	A- 09	既存車庫 解体図 1・仮設計画図	A1:S=1/400
特- 01	建築改修工事特記仕様書(その1)	—	A- 10	既存車庫 解体図 2	A1:S=1/200
特- 02	建築改修工事特記仕様書(その2)	—	A- 11	既存車庫 解体図 3・その他	A1:S=1/30,200
特- 03	建築改修工事特記仕様書(その3)	—			
特- 04	建築改修工事特記仕様書(その4)	—	E- 01	電気設備工事特記仕様書	—
特- 05	建築改修工事特記仕様書(その5)	—	E- 02	車庫 斜線設備図	A1:S=1/100
特- 06	建築改修工事特記仕様書(その6)	—	E- 03	既存車庫 電気設備撤去図	A1:S=1/200
A- 01	付近見取図・配置図・外構撤去図	A1:S=1/200,400			
A- 02	平面図・屋根伏図・立面図・矩計図・その他	A1:S=1/30,50,100			
S- 03	構造特記仕様書	—			
S- 04	鉄骨工事標準図 その1	—			
S- 05	鉄骨工事標準図 その2	—			
S- 06	鉄骨工事標準図 その3	—			
S- 07	車庫 構造図 1	A1:S=1/40,50			
S- 08	車庫 構造図 2	A1:S=1/30,50			

特 記 事 項	株式会社 別当設計	管理建築士	管理技術者	設計者	工事名称	設計年月日	機 械 図	工事種別					
					串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事	令和 7年 7月							
1級建築士事務所宮崎県知事登録 F-1984号 1級建築士登録第278449号 別当幸宣					図面名称	縮尺							
					図面目録	A1:S=1/- A3:S=1/-							
							図面番号						
							L- 01						

串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事 工事特記仕様書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="10">I 工事概要</td> </tr> <tr> <td colspan="10">1.工事場所 宮崎県串間市大字西方5550番地</td> </tr> <tr> <td colspan="10">2.敷地面積 13,027.62m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="10">3.工事概要</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>構造</td> <td>階数</td> <td>建築面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>延べ面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>備考</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記に係る建築工事</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>										I 工事概要										1.工事場所 宮崎県串間市大字西方5550番地										2.敷地面積 13,027.62m <sup>2</sup>										3.工事概要										<table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>構造</td> <td>階数</td> <td>建築面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>延べ面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>備考</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記に係る建築工事</td> </tr> </table>										建物名称	構造	階数	建築面積(m <sup>2</sup> )	延べ面積(m <sup>2</sup> )	備考																																							上記に係る建築工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
I 工事概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1.工事場所 宮崎県串間市大字西方5550番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2.敷地面積 13,027.62m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3.工事概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>構造</td> <td>階数</td> <td>建築面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>延べ面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>備考</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記に係る建築工事</td> </tr> </table>										建物名称	構造	階数	建築面積(m <sup>2</sup> )	延べ面積(m <sup>2</sup> )	備考																																							上記に係る建築工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建物名称	構造	階数	建築面積(m <sup>2</sup> )	延べ面積(m <sup>2</sup> )	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上記に係る建築工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="10">II 建築工事仕様</td> </tr> <tr> <td colspan="10">1 共通仕様</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1) 圓面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官房営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下「標仕」という。)による。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれ他の工事特記仕様書、標準仕様書及び標準図を適用する。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(3) 本工事の事務処理にあたっては、宮崎県県土整備部営繕課制定の工事事務処理要領による。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">2 特記仕様</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1) 章は、番号に○印の付いたものを適用する。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(2) 項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(3) 特記事項に記載の( )内表示番号は、標仕の当該項目、当該図、当該表を示す。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(4) 関係法令の改正等により(条例を含む)、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督員と協議すること。</td> </tr> </table>										II 建築工事仕様										1 共通仕様										(1) 圓面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官房営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下「標仕」という。)による。										(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれ他の工事特記仕様書、標準仕様書及び標準図を適用する。										(3) 本工事の事務処理にあたっては、宮崎県県土整備部営繕課制定の工事事務処理要領による。										2 特記仕様										(1) 章は、番号に○印の付いたものを適用する。										(2) 項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。										(3) 特記事項に記載の( )内表示番号は、標仕の当該項目、当該図、当該表を示す。										(4) 関係法令の改正等により(条例を含む)、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督員と協議すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
II 建築工事仕様																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1 共通仕様																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(1) 圓面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官房営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下「標仕」という。)による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれ他の工事特記仕様書、標準仕様書及び標準図を適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(3) 本工事の事務処理にあたっては、宮崎県県土整備部営繕課制定の工事事務処理要領による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2 特記仕様																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(1) 章は、番号に○印の付いたものを適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(2) 項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(3) 特記事項に記載の( )内表示番号は、標仕の当該項目、当該図、当該表を示す。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(4) 関係法令の改正等により(条例を含む)、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督員と協議すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="10">別表-1 設備工事との工事区分表</td> </tr> <tr> <td colspan="10">●印は工事範囲とする</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td colspan="10">工事内容</td> </tr> <tr> <td colspan="10">本工事 電気設備 機械設備</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(建築工事) 工事 工事</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td colspan="10">電気関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">配電盤・制御盤の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋内</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上</td> </tr> <tr> <td colspan="10">自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">テレピアントナ基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">避雷針の基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機械関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外設備</td> </tr> <tr> <td colspan="10">架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機器の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通スリーブ 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通部型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">軽量鉄骨下地、壁、 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">天井ボード類の切込 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">断熱材用型枠の切込</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の補強</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の埋出し</td> </tr> <tr> <td colspan="10">スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">0Aフロア用配線器具</td> </tr> <tr> <td colspan="10">点検口 床、壁、天井</td> </tr> <tr> <td colspan="10">外部取付沟 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む</td> </tr> <tr> <td colspan="10">湯沸室の膜</td> </tr> <tr> <td colspan="10">換気扇の取付け</td> </tr> <tr> <td colspan="10">流し台 排水トラップ共</td> </tr> <tr> <td colspan="10">防油堤 オイルサービスタンクの防油堤 自家発用 タンク基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">床下マンホールの蓋 空調用</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外排水管 雨水 污水、雑排水</td> </tr> <tr> <td colspan="10">雨水立管(たてどい)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">手すり 多機能便所</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記以外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">化粧鏡 はめ込み洗面器用カウンター(前板共)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管組み及び操作スイッチ</td> </tr> <tr> <td colspan="10">電気配管記録 防火扉リース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">既設間仕切(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビット及びふた</td> </tr> <tr> <td colspan="10">別途機器などへの接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガス漏れ検知器 電気錠 電気錠及び通電金具 TENキーリース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ユニットバス、ユニットバス内水栓 ユニットバス換気扇 ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">洗濯機パン</td> </tr> <tr> <td colspan="10">システム天井 ボード・ババー 照明ライン設備フレート 空調ライン設備フレート</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td colspan="10">III 各章共通事項(一括り)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">① 適用基準等</td> </tr> <tr> <td colspan="10">○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(令和4年改定) ・構内舗装・排水設計基準 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(平成27年版)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">建築基準法施行令第87条に基づく風圧区分等 ○基準風速(V<sub>0</sub>) (36) m/s</td> </tr> <tr> <td colspan="10">○地表粗度区分 I II III IV</td> </tr> <tr> <td colspan="10">○積雪区分 建設省告示第1455号 別表(39号)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.1.7) 施工範囲 図面に特記なき場合は、別表-1による。 施工図等 設備機器の設置、取り合い等が検討できる施工図を提出すること。 監督員の承諾を受けること。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.2.1) ○概定期工(令和 年 月 日)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.3.3) ○配置する 配置しない</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.3.5) 標仕1.3.5(1)以外の施工条件 ・図示 ○現場説明書による</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.3.11) ○引渡しを要するもの(金属類、PCB含有物) (1.3.11) ○引渡しを要するもの以外 ○構外搬出適正処理する ・再利用又は再資源化を図るもの( )</td> </tr> <tr> <td colspan="10">建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ・対象建設工事 対象建設工事を受け予定の業者は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令で定められた様式第1号及び別表1-3のうち当該工事に該当する別表、工程表を作成し、契約締結時に監督員に提出、説明するものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>対象建設工事の種類</td> <td>規格の基準</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体</td> <td>床面積の合計 80m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>建設 建築物の新築・増築</td> <td>床面積の合計 500m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>工事 建築物の修繕・復元(リフォーム等)</td> <td>請負代金の額 1億円以上</td> </tr> <tr> <td>建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)</td> <td>請負代金の額 500万円以上</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10">○対象外建設工事</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.4.2) ○建築材料等 本特記仕様書の各章における下地材、接着剤、仕上げ材、塗料材、家具等のホルムアルデヒド放散量 ○F☆☆☆☆ ○屋内 ・屋外 部位等( )</td> </tr> <tr> <td colspan="10">本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はASマークの表示の無い材料及び製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安全な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認証、免許又はこれらに準じるものを受けていること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保管等の営業体制が整っていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するとの証明となる資料又は外部機関(公社)公共建築協会他)が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。 また、商品名で記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受けること。 木材については、宮崎県産材を使用するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.5.2) ○特別な材料の工法 ○技能士 本工事において、下記の○印は1級技能士を、○印は1級技能士又は2級技能士を適用すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>工事科目</td> <td>職種</td> <td>作業の種別</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>○</td> <td>鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>○</td> <td>型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>○</td> <td>左官作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シリリング防水工事作業</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.5.9) ○化学物質の濃度測定 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。 なお、測定機器は受注者が購入すること。 測定対象室及び測定箇所 ・一般庁舎等( ) ・学校施設等( ) ・黒巣住宅等( 戸)以上かつ各住戸2室以上 ・仕上げ表による</td> </tr> <tr> <td colspan="10">実施する場合の測定対象の化学物質及び濃度指針値(25°Cの場合) ○ホルムアルデヒド(0.08ppm) ○トルエン(0.07ppm) ○キシレン(0.05ppm) ・パジカルボンペソ(0.04ppm) ○エチルベンゼン(0.08ppm) ○スチレン(0.05ppm)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">測定法 ○蒸気拡散式分析法(測定バッジ) 定電位電解法 検知管法 ・検知紙法 吸光光度法 ( )</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>建築士事務所名</td> <td colspan="5">株式会社 別当設計</td> </tr> <tr> <td>一級建築士事務所 宮崎県知事登録</td> <td>F-1984</td> <td>号</td> <td>一級建築士登録</td> <td>第 278449</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>建築工事特記仕様書</td> <td colspan="5">串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事</td> </tr> <tr> <td>図面番号</td> <td colspan="5">特-01</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>										別表-1 設備工事との工事区分表										●印は工事範囲とする										<table border="1"> <tr> <td colspan="10">工事内容</td> </tr> <tr> <td colspan="10">本工事 電気設備 機械設備</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(建築工事) 工事 工事</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td colspan="10">電気関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">配電盤・制御盤の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋内</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上</td> </tr> <tr> <td colspan="10">自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">テレピアントナ基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">避雷針の基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機械関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外設備</td> </tr> <tr> <td colspan="10">架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機器の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通スリーブ 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通部型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">軽量鉄骨下地、壁、 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">天井ボード類の切込 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">断熱材用型枠の切込</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の補強</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の埋出し</td> </tr> <tr> <td colspan="10">スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">0Aフロア用配線器具</td> </tr> <tr> <td colspan="10">点検口 床、壁、天井</td> </tr> <tr> <td colspan="10">外部取付沟 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む</td> </tr> <tr> <td colspan="10">湯沸室の膜</td> </tr> <tr> <td colspan="10">換気扇の取付け</td> </tr> <tr> <td colspan="10">流し台 排水トラップ共</td> </tr> <tr> <td colspan="10">防油堤 オイルサービスタンクの防油堤 自家発用 タンク基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">床下マンホールの蓋 空調用</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外排水管 雨水 污水、雑排水</td> </tr> <tr> <td colspan="10">雨水立管(たてどい)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">手すり 多機能便所</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記以外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">化粧鏡 はめ込み洗面器用カウンター(前板共)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管組み及び操作スイッチ</td> </tr> <tr> <td colspan="10">電気配管記録 防火扉リース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">既設間仕切(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビット及びふた</td> </tr> <tr> <td colspan="10">別途機器などへの接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガス漏れ検知器 電気錠 電気錠及び通電金具 TENキーリース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ユニットバス、ユニットバス内水栓 ユニットバス換気扇 ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">洗濯機パン</td> </tr> <tr> <td colspan="10">システム天井 ボード・ババー 照明ライン設備フレート 空調ライン設備フレート</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>										工事内容										本工事 電気設備 機械設備										(建築工事) 工事 工事										<table border="1"> <tr> <td colspan="10">電気関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">配電盤・制御盤の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋内</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上</td> </tr> <tr> <td colspan="10">自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">テレピアントナ基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">避雷針の基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機械関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外設備</td> </tr> <tr> <td colspan="10">架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機器の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通スリーブ 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通部型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">軽量鉄骨下地、壁、 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">天井ボード類の切込 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">断熱材用型枠の切込</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の補強</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の埋出し</td> </tr> <tr> <td colspan="10">スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">0Aフロア用配線器具</td> </tr> <tr> <td colspan="10">点検口 床、壁、天井</td> </tr> <tr> <td colspan="10">外部取付沟 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む</td> </tr> <tr> <td colspan="10">湯沸室の膜</td> </tr> <tr> <td colspan="10">換気扇の取付け</td> </tr> <tr> <td colspan="10">流し台 排水トラップ共</td> </tr> <tr> <td colspan="10">防油堤 オイルサービスタンクの防油堤 自家発用 タンク基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">床下マンホールの蓋 空調用</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外排水管 雨水 污水、雑排水</td> </tr> <tr> <td colspan="10">雨水立管(たてどい)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">手すり 多機能便所</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記以外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">化粧鏡 はめ込み洗面器用カウンター(前板共)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管組み及び操作スイッチ</td> </tr> <tr> <td colspan="10">電気配管記録 防火扉リース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">既設間仕切(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビット及びふた</td> </tr> <tr> <td colspan="10">別途機器などへの接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガス漏れ検知器 電気錠 電気錠及び通電金具 TENキーリース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ユニットバス、ユニットバス内水栓 ユニットバス換気扇 ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">洗濯機パン</td> </tr> <tr> <td colspan="10">システム天井 ボード・ババー 照明ライン設備フレート 空調ライン設備フレート</td> </tr> </table>										電気関係										配電盤・制御盤の基礎										屋内										屋外										屋上										自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)										テレピアントナ基礎(〃)										避雷針の基礎(〃)										機械関係										屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)										屋外設備										架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)										機器の基礎										梁、床、壁 補強を要するもの										販通スリーブ 補強を要しないもの										梁、床、壁 補強を要するもの										販通部型枠 補強を要しないもの										軽量鉄骨下地、壁、 補強を要するもの										天井ボード類の切込 補強を要しないもの										埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 補強を要しないもの										断熱材用型枠の切込										上記開口部の補強										上記開口部の埋出し										スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)										0Aフロア用配線器具										点検口 床、壁、天井										外部取付沟 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む										湯沸室の膜										換気扇の取付け										流し台 排水トラップ共										防油堤 オイルサービスタンクの防油堤 自家発用 タンク基礎										床下マンホールの蓋 空調用										屋外排水管 雨水 污水、雑排水										雨水立管(たてどい)										手すり 多機能便所										上記以外										化粧鏡 はめ込み洗面器用カウンター(前板共)										ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管組み及び操作スイッチ										電気配管記録 防火扉リース										既設間仕切(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビット及びふた										別途機器などへの接続										ガス漏れ検知器 電気錠 電気錠及び通電金具 TENキーリース										ユニットバス、ユニットバス内水栓 ユニットバス換気扇 ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続										洗濯機パン										システム天井 ボード・ババー 照明ライン設備フレート 空調ライン設備フレート										<table border="1"> <tr> <td colspan="10">III 各章共通事項(一括り)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">① 適用基準等</td> </tr> <tr> <td colspan="10">○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(令和4年改定) ・構内舗装・排水設計基準 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(平成27年版)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">建築基準法施行令第87条に基づく風圧区分等 ○基準風速(V<sub>0</sub>) (36) m/s</td> </tr> <tr> <td colspan="10">○地表粗度区分 I II III IV</td> </tr> <tr> <td colspan="10">○積雪区分 建設省告示第1455号 別表(39号)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.1.7) 施工範囲 図面に特記なき場合は、別表-1による。 施工図等 設備機器の設置、取り合い等が検討できる施工図を提出すること。 監督員の承諾を受けること。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.2.1) ○概定期工(令和 年 月 日)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.3.3) ○配置する 配置しない</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.3.5) 標仕1.3.5(1)以外の施工条件 ・図示 ○現場説明書による</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.3.11) ○引渡しを要するもの(金属類、PCB含有物) (1.3.11) ○引渡しを要するもの以外 ○構外搬出適正処理する ・再利用又は再資源化を図るもの( )</td> </tr> <tr> <td colspan="10">建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ・対象建設工事 対象建設工事を受け予定の業者は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令で定められた様式第1号及び別表1-3のうち当該工事に該当する別表、工程表を作成し、契約締結時に監督員に提出、説明するものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>対象建設工事の種類</td> <td>規格の基準</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体</td> <td>床面積の合計 80m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>建設 建築物の新築・増築</td> <td>床面積の合計 500m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>工事 建築物の修繕・復元(リフォーム等)</td> <td>請負代金の額 1億円以上</td> </tr> <tr> <td>建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)</td> <td>請負代金の額 500万円以上</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10">○対象外建設工事</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.4.2) ○建築材料等 本特記仕様書の各章における下地材、接着剤、仕上げ材、塗料材、家具等のホルムアルデヒド放散量 ○F☆☆☆☆ ○屋内 ・屋外 部位等( )</td> </tr> <tr> <td colspan="10">本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はASマークの表示の無い材料及び製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安全な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認証、免許又はこれらに準じるものを受けていること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保管等の営業体制が整っていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するとの証明となる資料又は外部機関(公社)公共建築協会他)が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。 また、商品名で記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受けること。 木材については、宮崎県産材を使用するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.5.2) ○特別な材料の工法 ○技能士 本工事において、下記の○印は1級技能士を、○印は1級技能士又は2級技能士を適用すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>工事科目</td> <td>職種</td> <td>作業の種別</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>○</td> <td>鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>○</td> <td>型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>○</td> <td>左官作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シリリング防水工事作業</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.5.9) ○化学物質の濃度測定 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。 なお、測定機器は受注者が購入すること。 測定対象室及び測定箇所 ・一般庁舎等( ) ・学校施設等( ) ・黒巣住宅等( 戸)以上かつ各住戸2室以上 ・仕上げ表による</td> </tr> <tr> <td colspan="10">実施する場合の測定対象の化学物質及び濃度指針値(25°Cの場合) ○ホルムアルデヒド(0.08ppm) ○トルエン(0.07ppm) ○キシレン(0.05ppm) ・パジカルボンペソ(0.04ppm) ○エチルベンゼン(0.08ppm) ○スチレン(0.05ppm)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">測定法 ○蒸気拡散式分析法(測定バッジ) 定電位電解法 検知管法 ・検知紙法 吸光光度法 ( )</td> </tr> </table>										III 各章共通事項(一括り)										① 適用基準等										○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(令和4年改定) ・構内舗装・排水設計基準 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(平成27年版)										建築基準法施行令第87条に基づく風圧区分等 ○基準風速(V <sub>0</sub> ) (36) m/s										○地表粗度区分 I II III IV										○積雪区分 建設省告示第1455号 別表(39号)										(1.1.7) 施工範囲 図面に特記なき場合は、別表-1による。 施工図等 設備機器の設置、取り合い等が検討できる施工図を提出すること。 監督員の承諾を受けること。										(1.2.1) ○概定期工(令和 年 月 日)										施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。										(1.3.3) ○配置する 配置しない										(1.3.5) 標仕1.3.5(1)以外の施工条件 ・図示 ○現場説明書による										(1.3.11) ○引渡しを要するもの(金属類、PCB含有物) (1.3.11) ○引渡しを要するもの以外 ○構外搬出適正処理する ・再利用又は再資源化を図るもの( )										建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ・対象建設工事 対象建設工事を受け予定の業者は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令で定められた様式第1号及び別表1-3のうち当該工事に該当する別表、工程表を作成し、契約締結時に監督員に提出、説明するものとする。										<table border="1"> <tr> <td>対象建設工事の種類</td> <td>規格の基準</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体</td> <td>床面積の合計 80m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>建設 建築物の新築・増築</td> <td>床面積の合計 500m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>工事 建築物の修繕・復元(リフォーム等)</td> <td>請負代金の額 1億円以上</td> </tr> <tr> <td>建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)</td> <td>請負代金の額 500万円以上</td> </tr> </table>										対象建設工事の種類	規格の基準	建築物の解体	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上	建設 建築物の新築・増築	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	工事 建築物の修繕・復元(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上	建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上	○対象外建設工事										(1.4.2) ○建築材料等 本特記仕様書の各章における下地材、接着剤、仕上げ材、塗料材、家具等のホルムアルデヒド放散量 ○F☆☆☆☆ ○屋内 ・屋外 部位等( )										本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はASマークの表示の無い材料及び製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安全な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認証、免許又はこれらに準じるものを受けていること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保管等の営業体制が整っていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するとの証明となる資料又は外部機関(公社)公共建築協会他)が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。 また、商品名で記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受けること。 木材については、宮崎県産材を使用するよう努めるものとする。										(1.5.2) ○特別な材料の工法 ○技能士 本工事において、下記の○印は1級技能士を、○印は1級技能士又は2級技能士を適用すること。										<table border="1"> <tr> <td>工事科目</td> <td>職種</td> <td>作業の種別</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>○</td> <td>鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>○</td> <td>型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>○</td> <td>左官作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シリリング防水工事作業</td> </tr> </table>										工事科目	職種	作業の種別	仮設工事	とび	・とび作業	鉄筋工事	○	鉄筋組立て作業	コンクリート工事	○	型枠工事作業	左官	○	左官作業	鉄骨工事	とび	・とび作業	防水工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シリリング防水工事作業	(1.5.9) ○化学物質の濃度測定 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。 なお、測定機器は受注者が購入すること。 測定対象室及び測定箇所 ・一般庁舎等( ) ・学校施設等( ) ・黒巣住宅等( 戸)以上かつ各住戸2室以上 ・仕上げ表による										実施する場合の測定対象の化学物質及び濃度指針値(25°Cの場合) ○ホルムアルデヒド(0.08ppm) ○トルエン(0.07ppm) ○キシレン(0.05ppm) ・パジカルボンペソ(0.04ppm) ○エチルベンゼン(0.08ppm) ○スチレン(0.05ppm)										測定法 ○蒸気拡散式分析法(測定バッジ) 定電位電解法 検知管法 ・検知紙法 吸光光度法 ( )										<table border="1"> <tr> <td>建築士事務所名</td> <td colspan="5">株式会社 別当設計</td> </tr> <tr> <td>一級建築士事務所 宮崎県知事登録</td> <td>F-1984</td> <td>号</td> <td>一級建築士登録</td> <td>第 278449</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>建築工事特記仕様書</td> <td colspan="5">串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事</td> </tr> <tr> <td>図面番号</td> <td colspan="5">特-01</td> </tr> </table>										建築士事務所名	株式会社 別当設計					一級建築士事務所 宮崎県知事登録	F-1984	号	一級建築士登録	第 278449	号	建築工事特記仕様書	串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事					図面番号	特-01				
別表-1 設備工事との工事区分表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
●印は工事範囲とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="10">工事内容</td> </tr> <tr> <td colspan="10">本工事 電気設備 機械設備</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(建築工事) 工事 工事</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td colspan="10">電気関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">配電盤・制御盤の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋内</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上</td> </tr> <tr> <td colspan="10">自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">テレピアントナ基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">避雷針の基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機械関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外設備</td> </tr> <tr> <td colspan="10">架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機器の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通スリーブ 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通部型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">軽量鉄骨下地、壁、 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">天井ボード類の切込 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">断熱材用型枠の切込</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の補強</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の埋出し</td> </tr> <tr> <td colspan="10">スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">0Aフロア用配線器具</td> </tr> <tr> <td colspan="10">点検口 床、壁、天井</td> </tr> <tr> <td colspan="10">外部取付沟 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む</td> </tr> <tr> <td colspan="10">湯沸室の膜</td> </tr> <tr> <td colspan="10">換気扇の取付け</td> </tr> <tr> <td colspan="10">流し台 排水トラップ共</td> </tr> <tr> <td colspan="10">防油堤 オイルサービスタンクの防油堤 自家発用 タンク基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">床下マンホールの蓋 空調用</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外排水管 雨水 污水、雑排水</td> </tr> <tr> <td colspan="10">雨水立管(たてどい)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">手すり 多機能便所</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記以外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">化粧鏡 はめ込み洗面器用カウンター(前板共)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管組み及び操作スイッチ</td> </tr> <tr> <td colspan="10">電気配管記録 防火扉リース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">既設間仕切(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビット及びふた</td> </tr> <tr> <td colspan="10">別途機器などへの接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガス漏れ検知器 電気錠 電気錠及び通電金具 TENキーリース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ユニットバス、ユニットバス内水栓 ユニットバス換気扇 ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">洗濯機パン</td> </tr> <tr> <td colspan="10">システム天井 ボード・ババー 照明ライン設備フレート 空調ライン設備フレート</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>										工事内容										本工事 電気設備 機械設備										(建築工事) 工事 工事										<table border="1"> <tr> <td colspan="10">電気関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">配電盤・制御盤の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋内</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上</td> </tr> <tr> <td colspan="10">自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">テレピアントナ基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">避雷針の基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機械関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外設備</td> </tr> <tr> <td colspan="10">架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機器の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通スリーブ 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通部型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">軽量鉄骨下地、壁、 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">天井ボード類の切込 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">断熱材用型枠の切込</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の補強</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の埋出し</td> </tr> <tr> <td colspan="10">スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">0Aフロア用配線器具</td> </tr> <tr> <td colspan="10">点検口 床、壁、天井</td> </tr> <tr> <td colspan="10">外部取付沟 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む</td> </tr> <tr> <td colspan="10">湯沸室の膜</td> </tr> <tr> <td colspan="10">換気扇の取付け</td> </tr> <tr> <td colspan="10">流し台 排水トラップ共</td> </tr> <tr> <td colspan="10">防油堤 オイルサービスタンクの防油堤 自家発用 タンク基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">床下マンホールの蓋 空調用</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外排水管 雨水 污水、雑排水</td> </tr> <tr> <td colspan="10">雨水立管(たてどい)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">手すり 多機能便所</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記以外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">化粧鏡 はめ込み洗面器用カウンター(前板共)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管組み及び操作スイッチ</td> </tr> <tr> <td colspan="10">電気配管記録 防火扉リース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">既設間仕切(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビット及びふた</td> </tr> <tr> <td colspan="10">別途機器などへの接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガス漏れ検知器 電気錠 電気錠及び通電金具 TENキーリース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ユニットバス、ユニットバス内水栓 ユニットバス換気扇 ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">洗濯機パン</td> </tr> <tr> <td colspan="10">システム天井 ボード・ババー 照明ライン設備フレート 空調ライン設備フレート</td> </tr> </table>										電気関係										配電盤・制御盤の基礎										屋内										屋外										屋上										自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)										テレピアントナ基礎(〃)										避雷針の基礎(〃)										機械関係										屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)										屋外設備										架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)										機器の基礎										梁、床、壁 補強を要するもの										販通スリーブ 補強を要しないもの										梁、床、壁 補強を要するもの										販通部型枠 補強を要しないもの										軽量鉄骨下地、壁、 補強を要するもの										天井ボード類の切込 補強を要しないもの										埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 補強を要しないもの										断熱材用型枠の切込										上記開口部の補強										上記開口部の埋出し										スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)										0Aフロア用配線器具										点検口 床、壁、天井										外部取付沟 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む										湯沸室の膜										換気扇の取付け										流し台 排水トラップ共										防油堤 オイルサービスタンクの防油堤 自家発用 タンク基礎										床下マンホールの蓋 空調用										屋外排水管 雨水 污水、雑排水										雨水立管(たてどい)										手すり 多機能便所										上記以外										化粧鏡 はめ込み洗面器用カウンター(前板共)										ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管組み及び操作スイッチ										電気配管記録 防火扉リース										既設間仕切(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビット及びふた										別途機器などへの接続										ガス漏れ検知器 電気錠 電気錠及び通電金具 TENキーリース										ユニットバス、ユニットバス内水栓 ユニットバス換気扇 ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続										洗濯機パン										システム天井 ボード・ババー 照明ライン設備フレート 空調ライン設備フレート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
工事内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
本工事 電気設備 機械設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(建築工事) 工事 工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="10">電気関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">配電盤・制御盤の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋内</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上</td> </tr> <tr> <td colspan="10">自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">テレピアントナ基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">避雷針の基礎(〃)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機械関係</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外設備</td> </tr> <tr> <td colspan="10">架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">機器の基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通スリーブ 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">梁、床、壁 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">販通部型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">軽量鉄骨下地、壁、 補強を要するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">天井ボード類の切込 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 補強を要しないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="10">断熱材用型枠の切込</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の補強</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記開口部の埋出し</td> </tr> <tr> <td colspan="10">スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">0Aフロア用配線器具</td> </tr> <tr> <td colspan="10">点検口 床、壁、天井</td> </tr> <tr> <td colspan="10">外部取付沟 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む</td> </tr> <tr> <td colspan="10">湯沸室の膜</td> </tr> <tr> <td colspan="10">換気扇の取付け</td> </tr> <tr> <td colspan="10">流し台 排水トラップ共</td> </tr> <tr> <td colspan="10">防油堤 オイルサービスタンクの防油堤 自家発用 タンク基礎</td> </tr> <tr> <td colspan="10">床下マンホールの蓋 空調用</td> </tr> <tr> <td colspan="10">屋外排水管 雨水 污水、雑排水</td> </tr> <tr> <td colspan="10">雨水立管(たてどい)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">手すり 多機能便所</td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記以外</td> </tr> <tr> <td colspan="10">化粧鏡 はめ込み洗面器用カウンター(前板共)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管組み及び操作スイッチ</td> </tr> <tr> <td colspan="10">電気配管記録 防火扉リース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">既設間仕切(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビット及びふた</td> </tr> <tr> <td colspan="10">別途機器などへの接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ガス漏れ検知器 電気錠 電気錠及び通電金具 TENキーリース</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ユニットバス、ユニットバス内水栓 ユニットバス換気扇 ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続</td> </tr> <tr> <td colspan="10">洗濯機パン</td> </tr> <tr> <td colspan="10">システム天井 ボード・ババー 照明ライン設備フレート 空調ライン設備フレート</td> </tr> </table>										電気関係										配電盤・制御盤の基礎										屋内										屋外										屋上										自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)										テレピアントナ基礎(〃)										避雷針の基礎(〃)										機械関係										屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)										屋外設備										架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)										機器の基礎										梁、床、壁 補強を要するもの										販通スリーブ 補強を要しないもの										梁、床、壁 補強を要するもの										販通部型枠 補強を要しないもの										軽量鉄骨下地、壁、 補強を要するもの										天井ボード類の切込 補強を要しないもの										埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 補強を要しないもの										断熱材用型枠の切込										上記開口部の補強										上記開口部の埋出し										スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)										0Aフロア用配線器具										点検口 床、壁、天井										外部取付沟 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む										湯沸室の膜										換気扇の取付け										流し台 排水トラップ共										防油堤 オイルサービスタンクの防油堤 自家発用 タンク基礎										床下マンホールの蓋 空調用										屋外排水管 雨水 污水、雑排水										雨水立管(たてどい)										手すり 多機能便所										上記以外										化粧鏡 はめ込み洗面器用カウンター(前板共)										ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管組み及び操作スイッチ										電気配管記録 防火扉リース										既設間仕切(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビット及びふた										別途機器などへの接続										ガス漏れ検知器 電気錠 電気錠及び通電金具 TENキーリース										ユニットバス、ユニットバス内水栓 ユニットバス換気扇 ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続										洗濯機パン										システム天井 ボード・ババー 照明ライン設備フレート 空調ライン設備フレート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
電気関係																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
配電盤・制御盤の基礎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
屋外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
屋上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
テレピアントナ基礎(〃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
避雷針の基礎(〃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
機械関係																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
屋外設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
架台、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
機器の基礎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
梁、床、壁 補強を要するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
販通スリーブ 補強を要しないもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
梁、床、壁 補強を要するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
販通部型枠 補強を要しないもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
軽量鉄骨下地、壁、 補強を要するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
天井ボード類の切込 補強を要しないもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 補強を要しないもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
断熱材用型枠の切込																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
上記開口部の補強																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
上記開口部の埋出し																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
0Aフロア用配線器具																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
点検口 床、壁、天井																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
外部取付沟 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
湯沸室の膜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
換気扇の取付け																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
流し台 排水トラップ共																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
防油堤 オイルサービスタンクの防油堤 自家発用 タンク基礎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
床下マンホールの蓋 空調用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
屋外排水管 雨水 污水、雑排水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
雨水立管(たてどい)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
手すり 多機能便所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
上記以外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
化粧鏡 はめ込み洗面器用カウンター(前板共)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管組み及び操作スイッチ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
電気配管記録 防火扉リース																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
既設間仕切(パネル工法)の配管及び埋込ボックス 配線ビット及びふた																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
別途機器などへの接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ガス漏れ検知器 電気錠 電気錠及び通電金具 TENキーリース																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ユニットバス、ユニットバス内水栓 ユニットバス換気扇 ユニットバスへの給水給湯管、排水管接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
洗濯機パン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
システム天井 ボード・ババー 照明ライン設備フレート 空調ライン設備フレート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="10">III 各章共通事項(一括り)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">① 適用基準等</td> </tr> <tr> <td colspan="10">○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(令和4年改定) ・構内舗装・排水設計基準 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(平成27年版)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">建築基準法施行令第87条に基づく風圧区分等 ○基準風速(V<sub>0</sub>) (36) m/s</td> </tr> <tr> <td colspan="10">○地表粗度区分 I II III IV</td> </tr> <tr> <td colspan="10">○積雪区分 建設省告示第1455号 別表(39号)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.1.7) 施工範囲 図面に特記なき場合は、別表-1による。 施工図等 設備機器の設置、取り合い等が検討できる施工図を提出すること。 監督員の承諾を受けること。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.2.1) ○概定期工(令和 年 月 日)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.3.3) ○配置する 配置しない</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.3.5) 標仕1.3.5(1)以外の施工条件 ・図示 ○現場説明書による</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.3.11) ○引渡しを要するもの(金属類、PCB含有物) (1.3.11) ○引渡しを要するもの以外 ○構外搬出適正処理する ・再利用又は再資源化を図るもの( )</td> </tr> <tr> <td colspan="10">建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ・対象建設工事 対象建設工事を受け予定の業者は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令で定められた様式第1号及び別表1-3のうち当該工事に該当する別表、工程表を作成し、契約締結時に監督員に提出、説明するものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>対象建設工事の種類</td> <td>規格の基準</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体</td> <td>床面積の合計 80m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>建設 建築物の新築・増築</td> <td>床面積の合計 500m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>工事 建築物の修繕・復元(リフォーム等)</td> <td>請負代金の額 1億円以上</td> </tr> <tr> <td>建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)</td> <td>請負代金の額 500万円以上</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10">○対象外建設工事</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.4.2) ○建築材料等 本特記仕様書の各章における下地材、接着剤、仕上げ材、塗料材、家具等のホルムアルデヒド放散量 ○F☆☆☆☆ ○屋内 ・屋外 部位等( )</td> </tr> <tr> <td colspan="10">本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はASマークの表示の無い材料及び製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安全な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認証、免許又はこれらに準じるものを受けていること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保管等の営業体制が整っていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するとの証明となる資料又は外部機関(公社)公共建築協会他)が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。 また、商品名で記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受けること。 木材については、宮崎県産材を使用するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.5.2) ○特別な材料の工法 ○技能士 本工事において、下記の○印は1級技能士を、○印は1級技能士又は2級技能士を適用すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>工事科目</td> <td>職種</td> <td>作業の種別</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>○</td> <td>鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>○</td> <td>型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>○</td> <td>左官作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シリリング防水工事作業</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10">(1.5.9) ○化学物質の濃度測定 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。 なお、測定機器は受注者が購入すること。 測定対象室及び測定箇所 ・一般庁舎等( ) ・学校施設等( ) ・黒巣住宅等( 戸)以上かつ各住戸2室以上 ・仕上げ表による</td> </tr> <tr> <td colspan="10">実施する場合の測定対象の化学物質及び濃度指針値(25°Cの場合) ○ホルムアルデヒド(0.08ppm) ○トルエン(0.07ppm) ○キシレン(0.05ppm) ・パジカルボンペソ(0.04ppm) ○エチルベンゼン(0.08ppm) ○スチレン(0.05ppm)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">測定法 ○蒸気拡散式分析法(測定バッジ) 定電位電解法 検知管法 ・検知紙法 吸光光度法 ( )</td> </tr> </table>										III 各章共通事項(一括り)										① 適用基準等										○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(令和4年改定) ・構内舗装・排水設計基準 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(平成27年版)										建築基準法施行令第87条に基づく風圧区分等 ○基準風速(V <sub>0</sub> ) (36) m/s										○地表粗度区分 I II III IV										○積雪区分 建設省告示第1455号 別表(39号)										(1.1.7) 施工範囲 図面に特記なき場合は、別表-1による。 施工図等 設備機器の設置、取り合い等が検討できる施工図を提出すること。 監督員の承諾を受けること。										(1.2.1) ○概定期工(令和 年 月 日)										施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。										(1.3.3) ○配置する 配置しない										(1.3.5) 標仕1.3.5(1)以外の施工条件 ・図示 ○現場説明書による										(1.3.11) ○引渡しを要するもの(金属類、PCB含有物) (1.3.11) ○引渡しを要するもの以外 ○構外搬出適正処理する ・再利用又は再資源化を図るもの( )										建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ・対象建設工事 対象建設工事を受け予定の業者は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令で定められた様式第1号及び別表1-3のうち当該工事に該当する別表、工程表を作成し、契約締結時に監督員に提出、説明するものとする。										<table border="1"> <tr> <td>対象建設工事の種類</td> <td>規格の基準</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体</td> <td>床面積の合計 80m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>建設 建築物の新築・増築</td> <td>床面積の合計 500m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>工事 建築物の修繕・復元(リフォーム等)</td> <td>請負代金の額 1億円以上</td> </tr> <tr> <td>建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)</td> <td>請負代金の額 500万円以上</td> </tr> </table>										対象建設工事の種類	規格の基準	建築物の解体	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上	建設 建築物の新築・増築	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	工事 建築物の修繕・復元(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上	建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上	○対象外建設工事										(1.4.2) ○建築材料等 本特記仕様書の各章における下地材、接着剤、仕上げ材、塗料材、家具等のホルムアルデヒド放散量 ○F☆☆☆☆ ○屋内 ・屋外 部位等( )										本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はASマークの表示の無い材料及び製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安全な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認証、免許又はこれらに準じるものを受けていること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保管等の営業体制が整っていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するとの証明となる資料又は外部機関(公社)公共建築協会他)が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。 また、商品名で記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受けること。 木材については、宮崎県産材を使用するよう努めるものとする。										(1.5.2) ○特別な材料の工法 ○技能士 本工事において、下記の○印は1級技能士を、○印は1級技能士又は2級技能士を適用すること。										<table border="1"> <tr> <td>工事科目</td> <td>職種</td> <td>作業の種別</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>○</td> <td>鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>○</td> <td>型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>○</td> <td>左官作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シリリング防水工事作業</td> </tr> </table>										工事科目	職種	作業の種別	仮設工事	とび	・とび作業	鉄筋工事	○	鉄筋組立て作業	コンクリート工事	○	型枠工事作業	左官	○	左官作業	鉄骨工事	とび	・とび作業	防水工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シリリング防水工事作業	(1.5.9) ○化学物質の濃度測定 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。 なお、測定機器は受注者が購入すること。 測定対象室及び測定箇所 ・一般庁舎等( ) ・学校施設等( ) ・黒巣住宅等( 戸)以上かつ各住戸2室以上 ・仕上げ表による										実施する場合の測定対象の化学物質及び濃度指針値(25°Cの場合) ○ホルムアルデヒド(0.08ppm) ○トルエン(0.07ppm) ○キシレン(0.05ppm) ・パジカルボンペソ(0.04ppm) ○エチルベンゼン(0.08ppm) ○スチレン(0.05ppm)										測定法 ○蒸気拡散式分析法(測定バッジ) 定電位電解法 検知管法 ・検知紙法 吸光光度法 ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
III 各章共通事項(一括り)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
① 適用基準等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(令和4年改定) ・構内舗装・排水設計基準 国土交通省大臣官房官房営繕部監修(平成27年版)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
建築基準法施行令第87条に基づく風圧区分等 ○基準風速(V <sub>0</sub> ) (36) m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
○地表粗度区分 I II III IV																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
○積雪区分 建設省告示第1455号 別表(39号)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(1.1.7) 施工範囲 図面に特記なき場合は、別表-1による。 施工図等 設備機器の設置、取り合い等が検討できる施工図を提出すること。 監督員の承諾を受けること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(1.2.1) ○概定期工(令和 年 月 日)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(1.3.3) ○配置する 配置しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(1.3.5) 標仕1.3.5(1)以外の施工条件 ・図示 ○現場説明書による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(1.3.11) ○引渡しを要するもの(金属類、PCB含有物) (1.3.11) ○引渡しを要するもの以外 ○構外搬出適正処理する ・再利用又は再資源化を図るもの( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ・対象建設工事 対象建設工事を受け予定の業者は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令で定められた様式第1号及び別表1-3のうち当該工事に該当する別表、工程表を作成し、契約締結時に監督員に提出、説明するものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>対象建設工事の種類</td> <td>規格の基準</td> </tr> <tr> <td>建築物の解体</td> <td>床面積の合計 80m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>建設 建築物の新築・増築</td> <td>床面積の合計 500m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>工事 建築物の修繕・復元(リフォーム等)</td> <td>請負代金の額 1億円以上</td> </tr> <tr> <td>建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)</td> <td>請負代金の額 500万円以上</td> </tr> </table>										対象建設工事の種類	規格の基準	建築物の解体	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上	建設 建築物の新築・増築	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上	工事 建築物の修繕・復元(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上	建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
対象建設工事の種類	規格の基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
建築物の解体	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
建設 建築物の新築・増築	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工事 建築物の修繕・復元(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
建築物以外のもの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
○対象外建設工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(1.4.2) ○建築材料等 本特記仕様書の各章における下地材、接着剤、仕上げ材、塗料材、家具等のホルムアルデヒド放散量 ○F☆☆☆☆ ○屋内 ・屋外 部位等( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はASマークの表示の無い材料及び製造者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安全な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認証、免許又はこれらに準じるものを受けていること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保管等の営業体制が整っていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するとの証明となる資料又は外部機関(公社)公共建築協会他)が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。 また、商品名で記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受けること。 木材については、宮崎県産材を使用するよう努めるものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(1.5.2) ○特別な材料の工法 ○技能士 本工事において、下記の○印は1級技能士を、○印は1級技能士又は2級技能士を適用すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>工事科目</td> <td>職種</td> <td>作業の種別</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>○</td> <td>鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>○</td> <td>型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>○</td> <td>左官作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シリリング防水工事作業</td> </tr> </table>										工事科目	職種	作業の種別	仮設工事	とび	・とび作業	鉄筋工事	○	鉄筋組立て作業	コンクリート工事	○	型枠工事作業	左官	○	左官作業	鉄骨工事	とび	・とび作業	防水工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シリリング防水工事作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
工事科目	職種	作業の種別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
仮設工事	とび	・とび作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鉄筋工事	○	鉄筋組立て作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
コンクリート工事	○	型枠工事作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
左官	○	左官作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鉄骨工事	とび	・とび作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
防水工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・シリリング防水工事作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(1.5.9) ○化学物質の濃度測定 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。 なお、測定機器は受注者が購入すること。 測定対象室及び測定箇所 ・一般庁舎等( ) ・学校施設等( ) ・黒巣住宅等( 戸)以上かつ各住戸2室以上 ・仕上げ表による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
実施する場合の測定対象の化学物質及び濃度指針値(25°Cの場合) ○ホルムアルデヒド(0.08ppm) ○トルエン(0.07ppm) ○キシレン(0.05ppm) ・パジカルボンペソ(0.04ppm) ○エチルベンゼン(0.08ppm) ○スチレン(0.05ppm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
測定法 ○蒸気拡散式分析法(測定バッジ) 定電位電解法 検知管法 ・検知紙法 吸光光度法 ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>建築士事務所名</td> <td colspan="5">株式会社 別当設計</td> </tr> <tr> <td>一級建築士事務所 宮崎県知事登録</td> <td>F-1984</td> <td>号</td> <td>一級建築士登録</td> <td>第 278449</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>建築工事特記仕様書</td> <td colspan="5">串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事</td> </tr> <tr> <td>図面番号</td> <td colspan="5">特-01</td> </tr> </table>										建築士事務所名	株式会社 別当設計					一級建築士事務所 宮崎県知事登録	F-1984	号	一級建築士登録	第 278449	号	建築工事特記仕様書	串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事					図面番号	特-01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建築士事務所名	株式会社 別当設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
一級建築士事務所 宮崎県知事登録	F-1984	号	一級建築士登録	第 278449	号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建築工事特記仕様書	串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
図面番号	特-01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

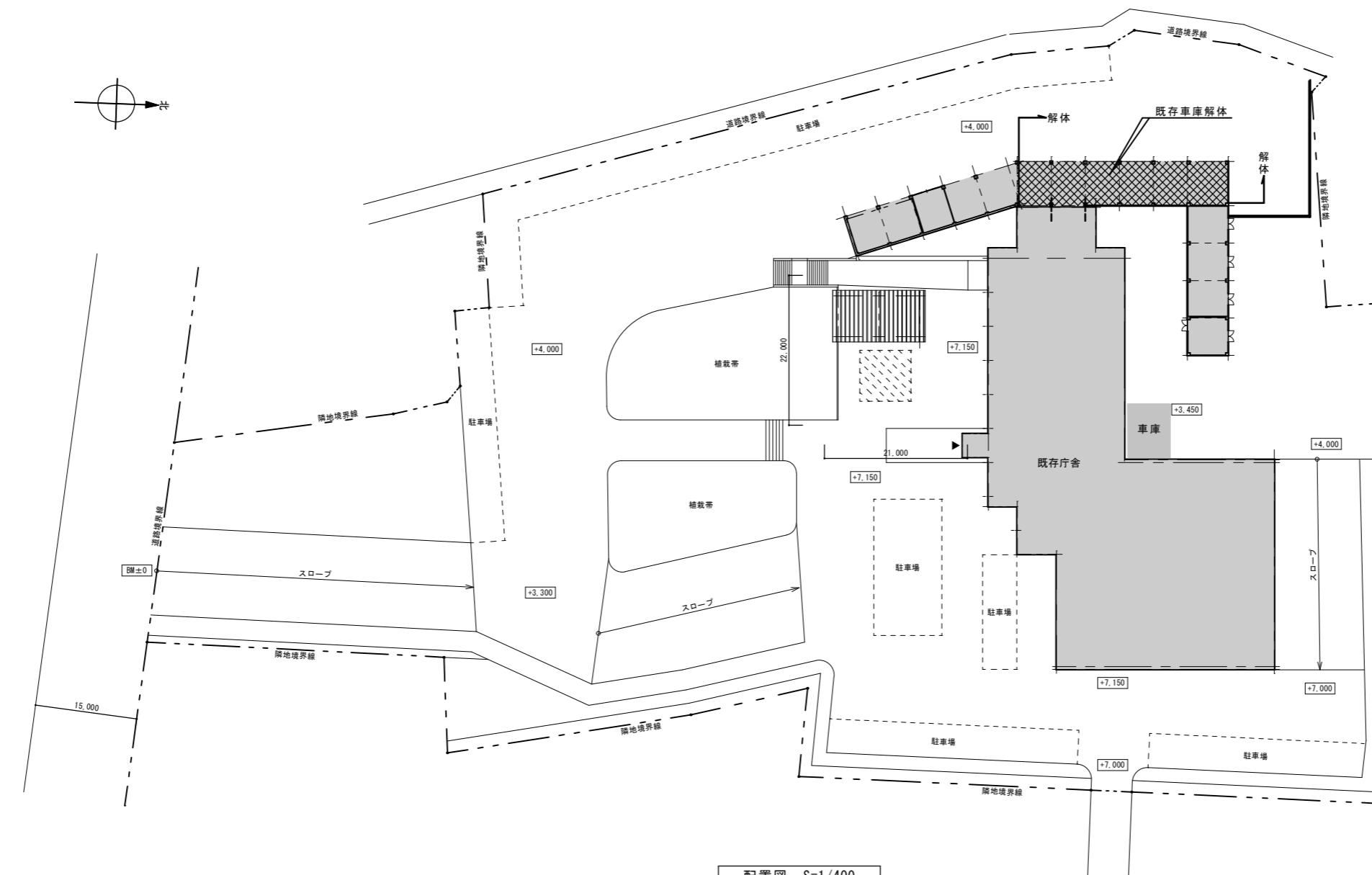




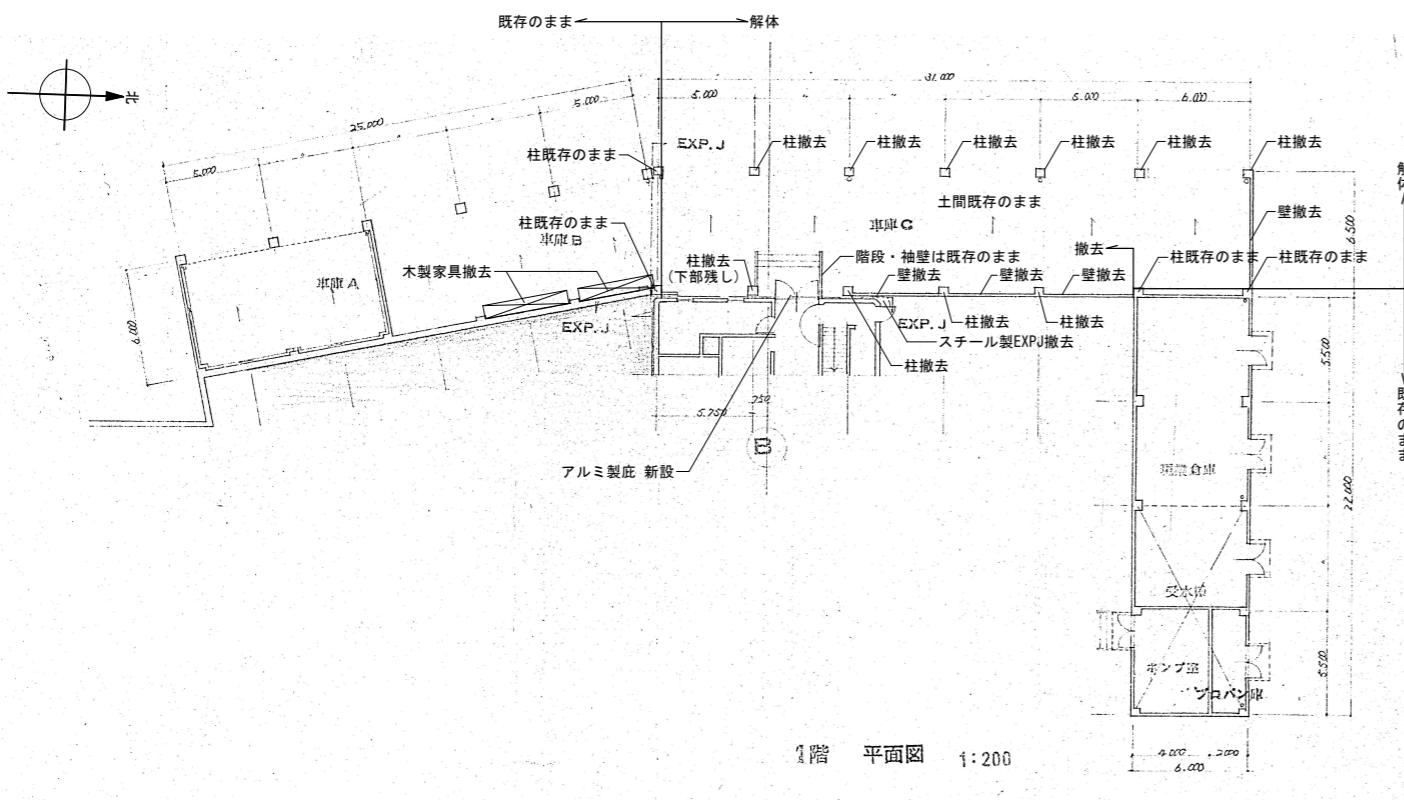


内装工事	下地の工法	標示(19.2.3)(7)～(10)以外の下地の工法 ④ 図示	(19.2.3)	20	・ 移動間仕切 (スライディングウォール)	構造形式 操作方法 圧縮装置 滑音性能 パネル表面 パネル見込み 操作方法 db/500Hz 材質 仕上げ	(20.2.4)	20	・ かぎ箱	④ 有り(市販品) ・ 30組用 60組用 120組用 ・ 無し	22	・ 路床	路床土 A種 ④ B種 C種 D種 路床の構成及び上り 路床安定処理の方法 安定処理の方法 ・ 置き換え工法 ・ 安定処理工法 路床安定化処理用添加材料 種類 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種 ・ 生石灰(・特号 1号) 消石灰(・特号 1号) 添加量 kg/m <sup>3</sup> (目標CBR 3以上)	(22.2.2, 3, 5)(表22.2.1)			
	・ ビニール床シート張り	種類の記号、色柄、厚さ等 工法 特殊機能 带電防止	④ 図示による ・ 熱溶接工法 ・ 帶電防止 ・ 帶電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上～3.2未満 又は体積電気抵抗値(JIA A 1454)1×10の7乗～1×10の10乗程度	(19.2.2, 3)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	取付方法は製造所の仕様とし、適切な資料を監督員に提出する。 パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能は標示19章による	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ トレイベース	パネル表面材の種類 ④ メラミン樹脂系化粧板(標準色、アルミ製コーナーエッジ付) ・ ポリエチル樹脂系化粧板	20	・ くつふきマット	市販品とする。 材種 ・ 塩化ビニル製(コイル状、ステンレス製受枠とも) ・ 硬質アルミニウム製(受枠とも) ・ ビニール製(ステンレス製受枠とも) ・ ステンレス製(受枠とも)	22	・ 路床	路床土の支持力比(CBR)試験 ・ 行う 路床締固め度の試験 ・ 行う 現場CBR試験 ・ 行う	・ 行わない ・ 行わない ・ 行わない
	・ ビニール床カーペット張り	種類の記号、色柄、厚さ等 特殊機能 带電防止	④ 図示による ・ 带電防止 ・ 防滑性 ・ 視覚障害者用 又は体積電気抵抗値(JIA A 1454)1×10の7乗～1×10の10乗程度	(19.2.2)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	取付方法は製造所の仕様とし、適切な資料を監督員に提出する。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ 手すり	脚部構造金物(ステンレス製) ④ 幅木タイプ 支柱タイプ	20	・ 流し台ユニット	種類 適用内容 規格・品質等 ・ 流し台 トラップ付 ④ 優良住宅部品 ・ コンロ台 パックガード(④ 有り・無し) (セクションルキッチンI型) ・ つくり戸棚 市販品 ・ 水切り槽 ステンレス製(④ 1段式・( )) 市販品	22	・ 路床	路盤の厚さ ④ 図示 路盤材料 ・ 砕石 C-40 ・ 再生クラッシャン RC-40 ・ クラッシャン鉄鋼スラグ CS-40 ・ 図示	(22.3.2, 3, 5)(表22.3.1)
	・ ゴム床タイル張り	種類の記号、色柄、厚さ等 特殊機能	④ 図示による ・ 带電防止 ・ 防滑性 ・ 視覚障害者用	(19.2.2)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	取付方法は製造所の仕様とし、適切な資料を監督員に提出する。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ 集成材手すり	・ 集成材手すり 形 式 径 材 様 仕 上 ・ 1段 ・ 35φ ・ 45φ ・ 無 CL ・ 2段 ・ 35φ ・ 無	20	・ 揭示板	屋内掲示板 枠の材質 ④ アルミニウム製 ( ) 表面の材質 ④ 塩ビ発泡シート張り ( )	22	・ 路盤	路盤の厚さ ④ 図示 路盤締固め度の試験 ・ 行う 現場CBR試験 ・ 行う	・ 行わない ・ 行わない ・ 行わない
	・ カーペット敷き	ペイル形状、種別等 見切り、押え金物 材質、形状等	④ 図示による ・ その他( )	(19.2.3～4)(表19.3.2)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	取付方法は製造所の仕様とし、適切な資料を監督員に提出する。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ 聰製手すり(樹脂製)	形 式 径 プラケット 備 考 ・ O型(1段) ・ 40φ ④ 70mm合金製(心材共) 指づめ防止材共 ・ O型(2段) ・ 34φ 無	20	・ 防煙垂れ壁	屋外掲示板 枠の材質 ④ 有り 無し 表面の材質 ④ 有り 無し	22	・ アスファルト舗装	アスファルト舗装の構成及び厚さ ④ 図示 材料及び種類 アスファルト ④ 再生アスファルト (④ 60～80 80～100) ・ ストレートアスファルト 骨材 ④ 道路用碎石 アスファルトコンクリート再生骨材 加熱アスファルト混合物の種類 区分 ④ 一般地域 寒冷地域 表層 ④ 密粒度アスファルト混合物(13) (④ 密粒度アスファルト混合物(13F)) 基層 ④ 粗粒度アスファルト混合物(20)	(22.4.2～6)(表22.4.1)
	・ 合成樹脂塗床	エボキシ樹脂系塗床の工法及び仕上げの種類 ・ 薄膜流し展べ工法 (・ 平滑仕上げ 防滑仕上げ) ④ 厚膜流し展べ工法 (・ 平滑仕上げ ④ 防滑仕上げ) ・ 樹脂モルタル工法 (・ 平滑仕上げ 防滑仕上げ)	(19.4.2, 3)(表19.4.4～8)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	取付方法は製造所の仕様とし、適切な資料を監督員に提出する。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ 階段滑り止め	材種 黄銅製押出型 形状 タイプ(4)の材質: ゴム又は合成樹脂等 端部の形状 フラットドリフトあり 70度ドリフトなし 寸法(幅) 35mm程度 40mm程度 50mm程度 取付工法 ④ 接着工法 埋込工法	20	・ 防煙垂れ壁	・ 固定式 ・ 可動式(煙感知器連動及び手動開放装置(埋込型)) ・ 垂直下降式(巻取り型) ・ ガイドレール 固定式 可動式 材質 ④ 不燃布(不燃認定品) ( )	22	・ 路床	路盤の厚さ ④ 図示 路盤締固め度の試験 ・ 行う 現場CBR試験 ・ 行う	・ 行わない ・ 行わない ・ 行わない	
	・ フローリング張り	単層フローリング (・ フローリングボード1等 フローリングボード1等 ヤクイバーカット1等) 複合フローリング (・ 天然木化粧複合フローリング) フローリング張りの工法 (・ 釘留め工法(根太張り) 釘留め工法(直張り) ・ 接着工法)	(19.5.2～6)(表19.5.1～5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	取付方法は製造所の仕様とし、適切な資料を監督員に提出する。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ 表示	材種 黄銅製 形状 タイプ(4)の材質: ゴム又は合成樹脂等 端部の形状 フラットドリフトあり 70度ドリフトなし 寸法(幅) 35mm程度 40mm程度 50mm程度 取付工法 ④ 接着工法 埋込工法	20	・ 防煙垂れ壁	・ 固定式 ・ 可動式(煙感知器連動及び手動開放装置(埋込型)) ・ 垂直下降式(巻取り型) ・ ガイドレール 固定式 可動式 材質 ④ 不燃布(不燃認定品) ( )	22	・ 路床	路盤の厚さ ④ 図示 路盤締固め度の試験 ・ 行う 現場CBR試験 ・ 行う	・ 行わない ・ 行わない ・ 行わない	
	・ 量敷き	種別 A種 B種 C種 D種 (KT- ) 衝撃緩和型量 (量表: C1 C2 )	(19.6.2)(表19.6.1)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。また、市販品以外は、共通詳細図による。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ 視覚障害者用床タイル	衝突防止表示 ④ 適用する (④ 市販品 図示) 適用しない 案内板等 法令に基づく表示 ④ 適用する(市販品) 適用しない	20	・ 防煙垂れ壁	仕様は、JIS T 9251による。 屋内 ④ 塩化ビニル製 磁器又はセッキ質タイル 屋外 ④ レジンコンクリート製 磁器又はセッキ質タイル	22	・ アスファルト舗装	アスファルト舗装の構成及び厚さ ④ 図示による 材料 コンクリート ④ 市販(表22.5.1)による 早張セメント 使用する 注入地材料 ④ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ	(22.4.2～6)(表22.4.1)	
	・ せっこうボード その他ボード 及び合板張り	せっこうボード等の種類、厚さ、下地等 ④ 図示による その他( )	(19.7.2, 3)(表19.7.1)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ フェンス	・ フェンス ・ ピンル被覆エキスバンドフェンス 樹脂塗装メッシュフェンス ・ 鋼管フェンス アルミフェンス ・ ( )	20	・ 防煙垂れ壁	・ 固定式 ・ 可動式(煙感知器連動及び手動開放装置(埋込型)) ・ 垂直下降式(巻取り型) ・ ガイドレール 固定式 可動式 材質 ④ 不燃布(不燃認定品) ( )	22	・ 路床	コンクリート舗装の構成及び厚さ ④ 図示による 材料 コンクリート ④ 市販(表22.5.1)による 早張セメント 使用する 注入地材料 ④ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ	(22.5.2～4, 6)(表22.5.1, 3)	
	・ 壁紙張り	モザイクパーケットの耐久性、厚さ及び大きさ ④ 図示による その他( )	(19.8.2, 3)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ ブラインド	衝突防止表示 ④ 適用する (④ 市販品 図示) 適用しない 案内板等 法令に基づく表示 ④ 適用する(市販品) 適用しない	20	・ 防煙垂れ壁	仕様は、JIS T 9251による。 屋内 ④ 塩化ビニル製 磁器又はセッキ質タイル 屋外 ④ レジンコンクリート製 磁器又はセッキ質タイル	22	・ アスファルト舗装	コンクリート舗装の構成及び厚さ ④ 図示による 材料 コンクリート ④ 市販(表22.5.1)による 早張セメント 使用する 注入地材料 ④ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ	(22.5.2～4, 6)(表22.5.1, 3)	
	・ 断熱材	壁紙の品質及び防火性能 ④ 図示による その他( )	(19.8.2, 3)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ ロールスクリーン	室名札、ビトゲラ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等(案内用図記号は、JIS Z 8210による) ・ 図示による	20	・ 防煙垂れ壁	・ 固定式 ・ 可動式(煙感知器連動及び手動開放装置(埋込型)) ・ 垂直下降式(巻取り型) ・ ガイドレール 固定式 可動式 材質 ④ 不燃布(不燃認定品) ( )	22	・ 路床	コンクリート舗装の構成及び厚さ ④ 図示による 材料 コンクリート ④ 市販(表22.5.1)による 早張セメント 使用する 注入地材料 ④ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ	(22.5.2～4, 6)(表22.5.1, 3)	
	・ 断熱材打込み工法	種類 厚さmm 備 考 ・ ピース法ボリスチレンフォーム断熱材 ・ 押出法ボリスチレンフォーム断熱材(押出し) ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材 ・ フェノールフォーム断熱材 ・ ピース法ボリスチレンフォーム保温材	(19.9.2, 3)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ カーテン	操作方式 スプリング式 コード式 電動式 幅・高さ 図示 材種 ガラス繊維製 合成・天然繊維製 木製 品質等 ④ 製造所の仕様による その他の材料 メリーンの仕様 消防法で定める防炎性能の表示があるもの	20	・ 防煙垂れ壁	・ 固定式 ・ 可動式(煙感知器連動及び手動開放装置(埋込型)) ・ 垂直下降式(巻取り型) ・ ガイドレール 固定式 可動式 材質 ④ 不燃布(不燃認定品) ( )	22	・ 路床	コンクリート舗装の構成及び厚さ ④ 図示による 材料 コンクリート ④ 市販(表22.5.1)による 早張セメント 使用する 注入地材料 ④ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ	(22.5.2～4, 6)(表22.5.1, 3)	
	・ 断熱材打込み工法	種類 厚さmm 備 考 ・ ピース法ボリスチレンフォーム断熱材 ・ 押出法ボリスチレンフォーム断熱材(押出し) ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材 ・ フェノールフォーム断熱材 ・ ピース法ボリスチレンフォーム保温材	(19.9.2, 3)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ ブラインド	横型 線型 スラット材種 アルミスラット クロススラット 幅 80 100	20	・ 防煙垂れ壁	・ 固定式 ・ 可動式(煙感知器連動及び手動開放装置(埋込型)) ・ 垂直下降式(巻取り型) ・ ガイドレール 固定式 可動式 材質 ④ 不燃布(不燃認定品) ( )	22	・ 路床	コンクリート舗装の構成及び厚さ ④ 図示による 材料 コンクリート ④ 市販(表22.5.1)による 早張セメント 使用する 注入地材料 ④ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ	(22.5.2～4, 6)(表22.5.1, 3)	
	・ 断熱材打込み工法	種類 厚さmm 備 考 ・ ピース法ボリスチレンフォーム断熱材 ・ 押出法ボリスチレンフォーム断熱材(押出し) ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材 ・ フェノールフォーム断熱材 ・ ピース法ボリスチレンフォーム保温材	(19.9.2, 3)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	性能等が確認できる資料を監督員に提出すること。	(20.2.5)	ユ ニ ッ ト 及 び そ の 他 工 事 (～ 続 き)	・ ロールスクリーン	操作方式 スプリング式 コード式 電動式 幅・高さ 図示 材種 ガラス繊維製 合成・天然繊維製 木製 品質等 ④ 製造所の仕様による その他の材料 メリーンの仕様 消防法で定める防炎性能の表示があるもの	20	・ 防煙垂れ壁	・ 固定式 ・ 可動式(煙感知器連動及び手動開放装置(埋込型)) ・ 垂直下降式(巻取り型) ・ ガイドレール 固定式 可動式 材質 ④ 不燃布(不燃認定品) ( )	22	・ 路床	コンクリート舗装の構成及び厚さ ④ 図示による 材料 コンクリート ④ 市販(表22.5.1)による 早張セメント 使用する 注入地材料 ④ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ		

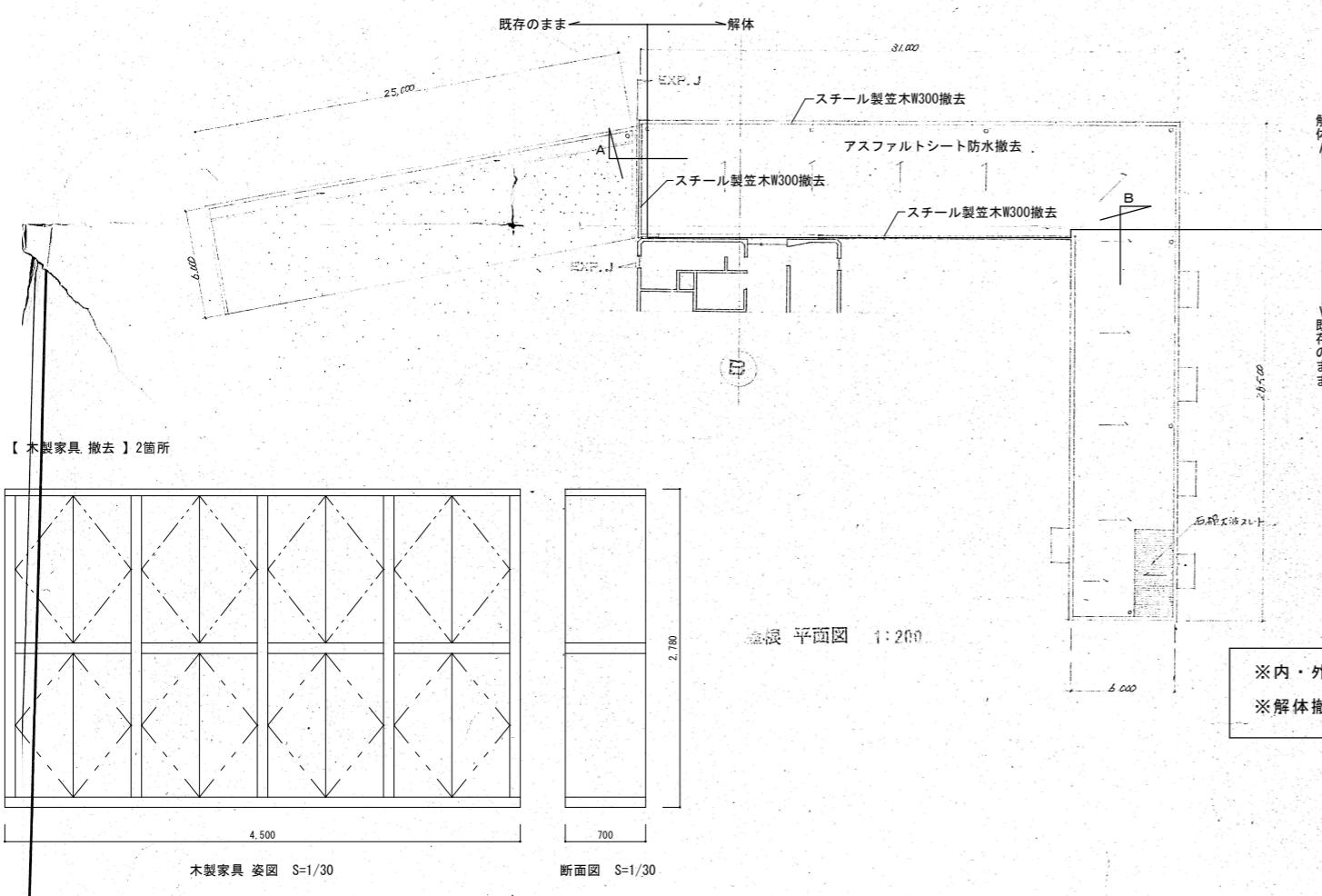
植 栽 工 事 及 び 屋 上 緑 化	・植栽地の確認等	土壤の水素イオン濃度指数(pH)試験 電気伝導度(EC)の試験	・行う ・行う ・行わない ・行わない	(23.1.3)	24 昇 降 機 設 備 工 事	昇降機設備工事については、国土交通省大臣官房官庁常総部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」の第9編昇降機設備工事による。	25 そ の 他 特 記 事 項 （ 統 き ）	25 そ の 他 特 記 事 項 （ 統 き ）	・石綿含有成形板等の除去工事	石綿粉じん濃度測定 ・行う　測定点の総数 ( )点 測定の時期及び測定場所はあらかじめ監督員と協議し、施工計画書に記載する。 ・行わない	[改9.1.1]	25 そ の 他 特 記 事 項 （ 統 き ）
	・植栽基盤の整備	植栽基盤整備	・適用する ・適用しない	(23.2.2、4)		石綿作業主任者の選任、管理			[改9.1.2]			
	・植栽工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲	土壤改良材		石綿障害予防規則第19条により石綿作業主任者を選任し、必要な管理を行わせる。 なお、作業主任者は、資格証明書の写しに工事履歴書を添付して監督員に提出すること。 処理を行う石綿成形板の仕様等						
	・樹木	<input checked="" type="radio"/> A種 A種 B種 C種 D種 <input checked="" type="radio"/> E種 E種 F種 G種 H種	樹高12m以上 ( ◯ 100 ~ 120 ~ 150 ) 樹高7m以上12m未満 ( ◯ 80 ~ 100 ) 樹高3m以上7m未満 ( ◯ 60 ~ 80 ) 樹高3m未満 ( ◯ 50 ~ 60 )	葉張り部分 植栽部分 図示 <input checked="" type="radio"/> その他		石綿含有分析			調査 ・石綿含有建材の事前調査	[改9.1.1]		
	・芝、地被類	<input checked="" type="radio"/> B種 <input checked="" type="radio"/> C種 <input checked="" type="radio"/> D種 <input checked="" type="radio"/> E種 <input checked="" type="radio"/> F種 <input checked="" type="radio"/> G種 <input checked="" type="radio"/> H種	◯ 20 <input checked="" type="radio"/> その他 <input checked="" type="radio"/> その他	植栽範囲 図示 <input checked="" type="radio"/> その他		分析による石綿含有建材の調査 ・行う(下表による)　・行わない						
	但し、現状地盤より高さが上がる場合はD種とする					材料名			定性分析 (JIS A 1481-1又は2) ・箇所 ・箇所	定量分析 (JIS A 1481-3又は4) ・箇所 ・箇所		
	植栽基盤の排水設備		・設ける ( ◯ 図示 ) ・設けない			サンプル数			1箇所あたり1サンプル 1箇所あたり3サンプル			
	・埋込み用土	・客土	・現場発生土の良質土			採取場所			・図示 ・監督員と協議による			
	・土壤改良材					・封じ込め処理及び回し込み処理			・行う　・行わない			
	・樹木					・除去後仕上げ工事			・図示による			
	・支柱	樹種、寸法、株立数等	・図示による			大気汚染防止法第18条の17による届出(特定粉じん排出等作業の届出) ・要　・不要						
	・幹巻き用材料	支柱材 防腐処理方法	・丸太　・真竹 ・加圧式防腐処理丸太材			労働安全衛生法第88条第4項による計画の届出(吹付け石綿の建設工事届出) ・要　・不要						
	・芝	・幹巻き用テープ	・わら及びこも			石綿障害予防規則第5条第1項による作業の届出 ・要　・不要						
	・吹付けは種	種類	<input checked="" type="radio"/> コウライシバ 芝張りの工法	ノシバ 平地 法面		石綿粉じん濃度測定 ・行う　測定点の総数 ( )点 測定の時期及び測定場所はあらかじめ監督員と協議し、施工計画書に記載する。 ・行わない			[改9.1.1]			
		発芽率	<input checked="" type="radio"/> 洋芝類(採取後2年以内) <input checked="" type="radio"/> 80%以上 種子の量	g/m <sup>2</sup>		特別管理産業廃棄物管理責任者の選任、管理 廃棄物処理法第12条の2第6項により特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理させる。			[改9.1.2]			
	・地被類					石綿作業主任者の選任、管理 石綿障害予防規則第19条により石綿作業主任者を選任し、必要な管理を行わせる。 なお、作業主任者は、石綿含有吹付け材除去工事又は封じ込め工事の実績を有する者とし、資格証明書の写しに工事履歴書を添付して監督員に提出すること。						
	・屋上緑化					除去を行う石綿含有吹付け材の仕様等			種類 アクリルシン吹付 室名 軒天を除く壁・梁	除去を行う範囲 図示	備考	
	・枯補償	植栽基盤及び材料				除去を行う石綿含有吹付け材等の飛散防止措置			・湿潤化 ・固形化			
		・屋上緑化システム				除去した石綿含有吹付け材等の処分			・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)			
		土壤層の厚さ	・図示			大気汚染防止法第18条の17による届出(特定粉じん排出等作業の届出) ・要　・不要						
		排水層	・軽量骨材(層の厚さ : )			石綿障害予防規則第5条第1項による作業の届出 ・要　・不要						
		植込み用土	<input checked="" type="radio"/> 改良土			石綿粉じん濃度測定 ・行う　測定点の総数 ( )点 測定の時期及び測定場所はあらかじめ監督員と協議し、施工計画書に記載する。 ・行わない			[改9.1.1]			
		樹木、芝及び地被類の樹種並びに種類、寸法、株立数等				特別管理産業廃棄物管理責任者の選任、管理 廃棄物処理法第12条の2第6項により特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理させる。			[改9.1.2]			
		見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等				石綿作業主任者の選任、管理 石綿障害予防規則第19条により石綿作業主任者を選任し、必要な管理を行わせる。 なお、作業主任者は、資格証明書の写しに工事履歴書を添付して監督員に提出すること。						
	新植樹木の枯補償					処理を行う石綿含有保温材等の仕様等			種類 アクリルシン吹付 室名 軒天を除く壁・梁	除去を行う範囲 図示	備考	
		補償期間	<input checked="" type="radio"/> 引渡しの日から1年			除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置			・湿潤化 ・固形化			
	移植樹木の枯損処置		樹木等の伐採伐根及び移植の方法は図示による			除去した石綿含有保温材等の処分			・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)			
		移植樹木の枯損処置期間	<input checked="" type="radio"/> 引渡しの日から1年			大気汚染防止法第18条の17による届出(特定粉じん排出等作業の届出) ・要　・不要						
	芝及び地被類の枯補償					石綿障害予防規則第5条第1項による作業の届出 ・要　・不要						
		補償期間	<input checked="" type="radio"/> 引渡しの日から1年			石綿粉じん濃度測定 ・行う　測定点の総数 ( )点 測定の時期及び測定場所はあらかじめ監督員と協議し、施工計画書に記載する。 ・行わない			[改9.1.1]			
						特別管理産業廃棄物管理責任者の選任、管理 廃棄物処理法第12条の2第6項により特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理させる。			[改9.1.2]			
						石綿作業主任者の選任、管理 石綿障害予防規則第19条により石綿作業主任者を選任し、必要な管理を行わせる。 なお、作業主任者は、資格証明書の写しに工事履歴書を添付して監督員に提出すること。						
						処理を行う石綿含有保温材等の仕様等			種類 アクリルシン吹付 室名 軒天を除く壁・梁	除去を行う範囲 図示	備考	
						除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置			・湿潤化 ・固形化			
						除去した石綿含有保温材等の処分			・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)			



特 記 事 項	株式会社 別当設計			管理建築士	管理技術者	設計者	工事名称		設計年月日	A1:S=1/400	A3:S=1/800	接 図	工事種別
	1級建築士事務所宮崎県知事登録 F-1984号		1級建築士登録第278449号 別当幸宣				図面名称	図面名称	令和7年7月				
							串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事	既存車庫 解体図 1・仮設計画図					建築工事



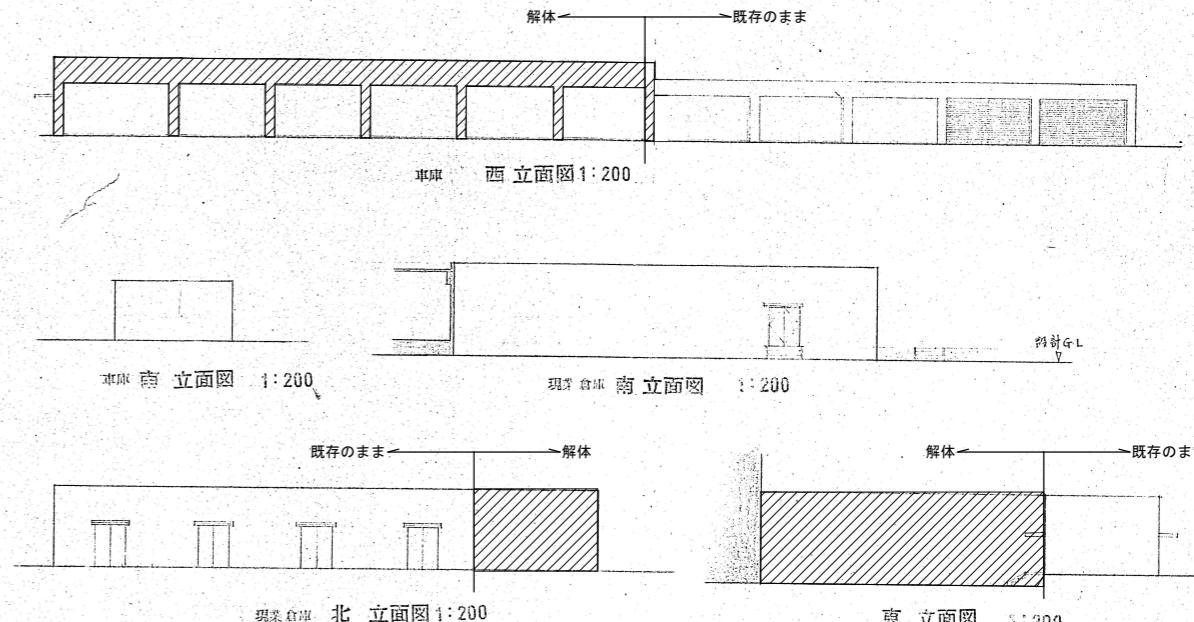
図面 1:200



### 地図 平面図 1:20

木製家具 姿図 S=1/30

断面図 S=1



現業倉庫 北立面図 1:200

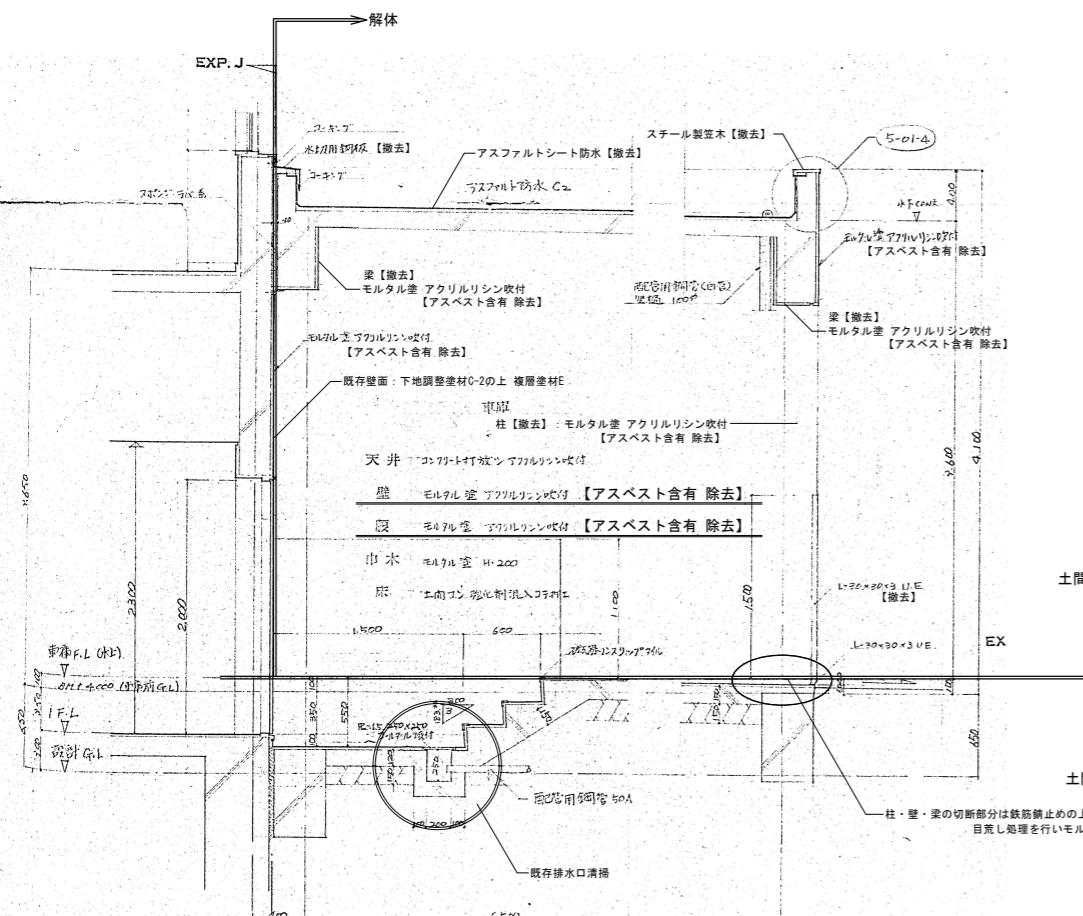
有文圖 11329

 外部アクリルリシン吹付(アスベスト含有)除去範囲を示す。  
※内部:天井を除く壁、梁 アクリルリシン吹付(アスベスト含有)除去。

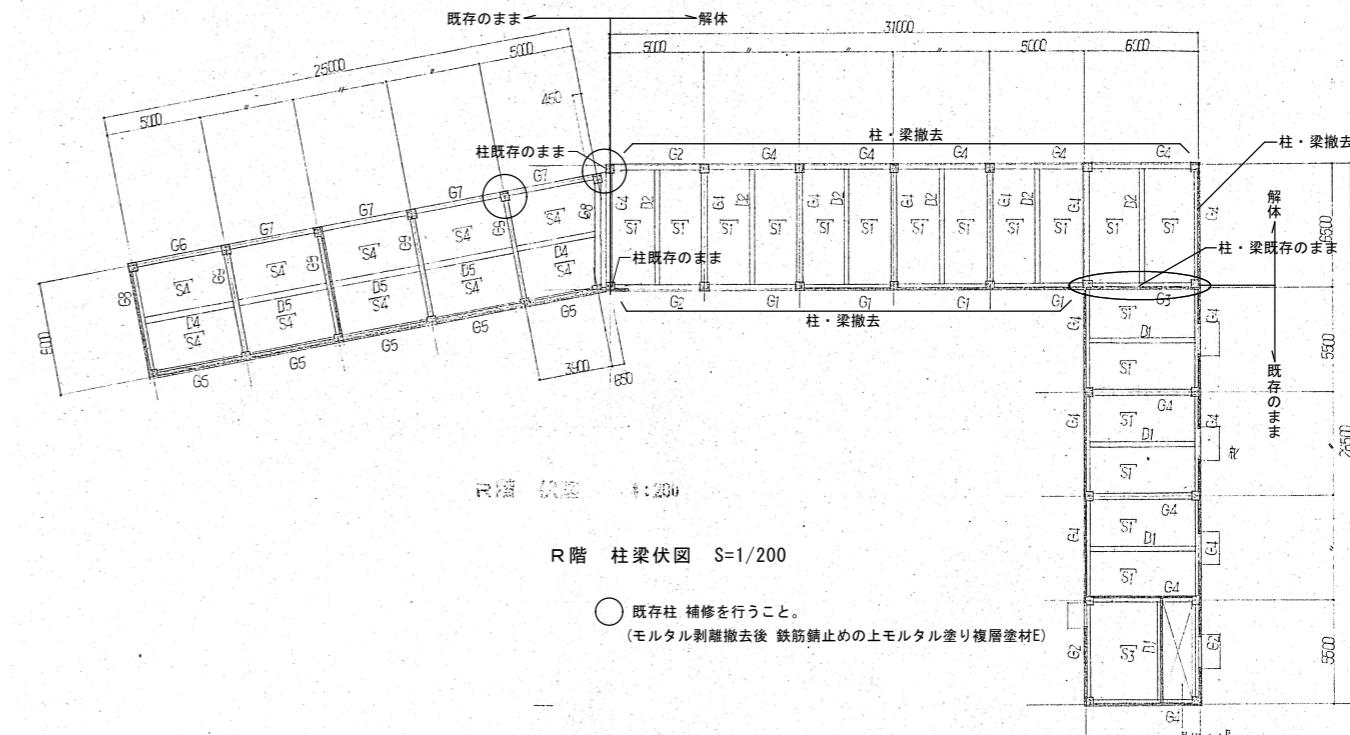
番号	記号	数量	型式	寸法		見込原仕上	硝子	附屬金物	備考
				W	H				
赤丸-1	5		スチールアーチルアーチ	1,600	2,000	80	DE	E-1.2	5" T管、510-7管、77.2管、アダル
				—	—	—	—	—	
赤丸-2	4		標準スチールスペーサー	1947	2,900	—	—	附屬金物一式	中柱 205
				—	—	—	—	—	
赤丸-3	6			—	—	—	—	—	

※内・外壁(天井(軒天)除く壁・梁)アクリルリシン吹付にアスベスト含有のため。解体撤去前に除去作業を行うこと。(作業レベル3基準)  
※解体撤去、既存のまま取合い部には必ずカッターを入れること。

特 記 事 項	株 式 会 社 別 当 設 計	管理建築士	管理技術者	設計者	工事名称	設計年月日	検 図	工事種別
					串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事	令和 7年 7月		
					前面名称	縮 尺		建築工事
					既存車庫 解体図 2	A1:S=1/200 A3:S=1/400		面番号 A-10

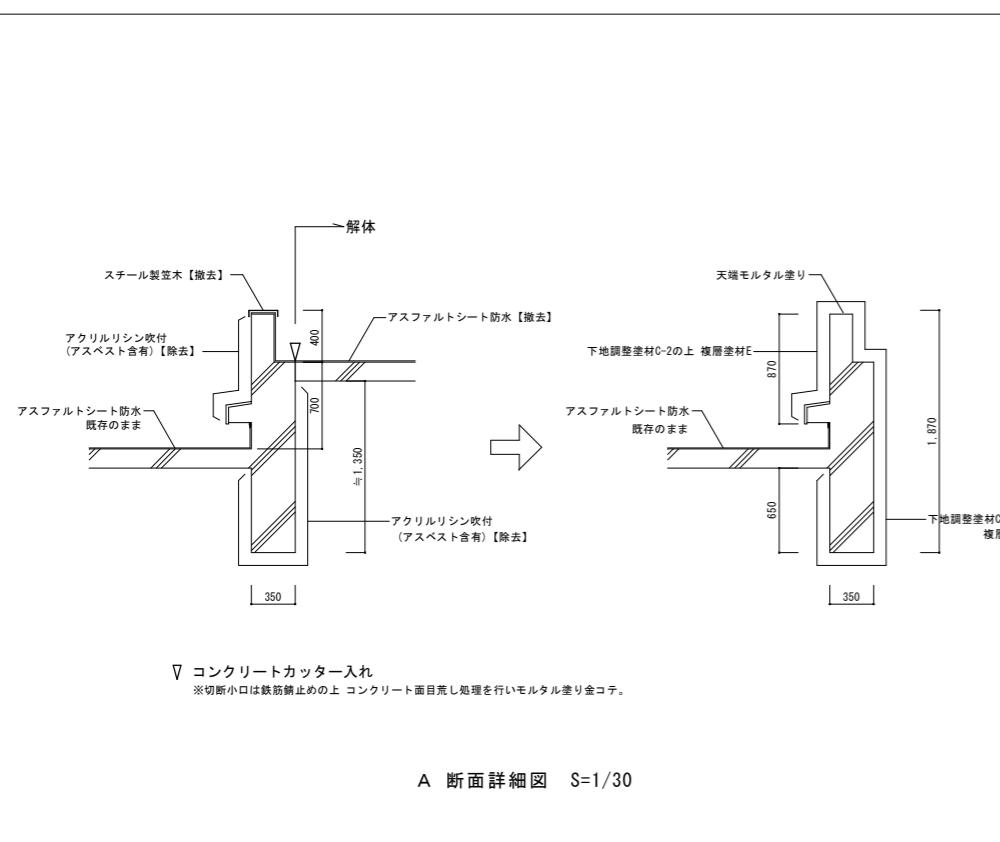


断面詳細図 S=1/30

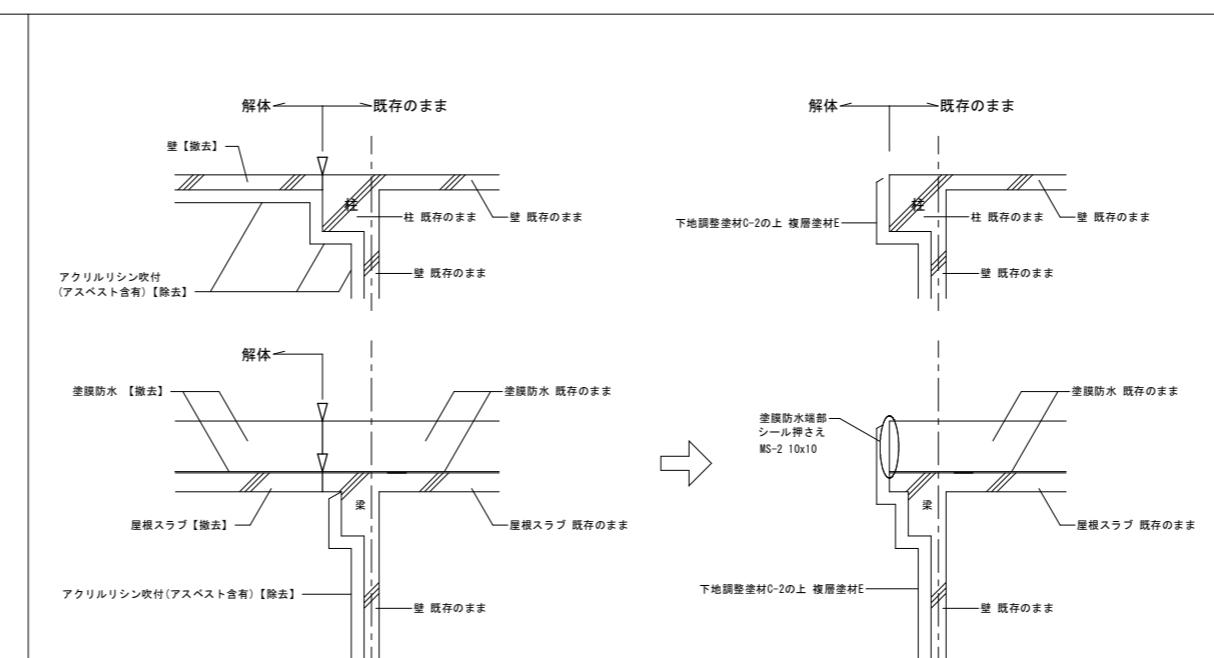


R階 柱梁伏図 S=1/200

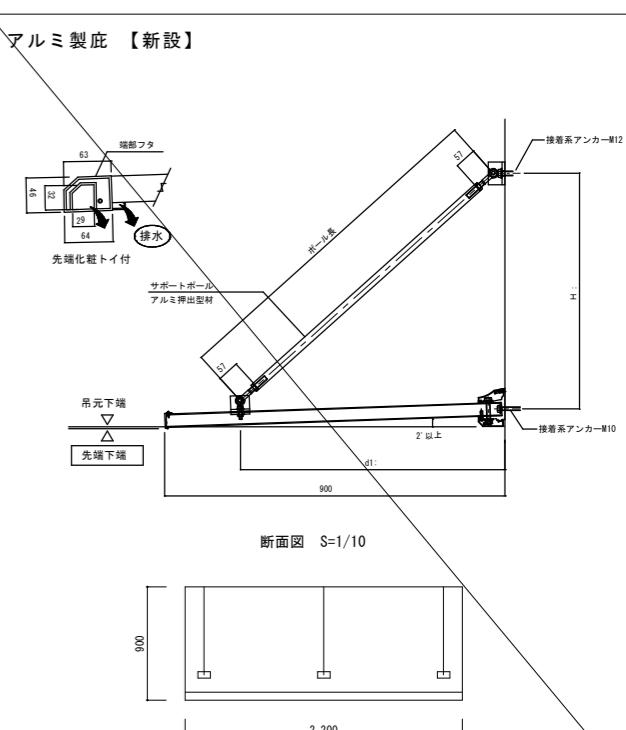
○ 既存柱 補修を行うこと。  
(モルタル剥離撤去後 鉄筋錆止めの上モルタル塗り複層塗材)



A 断面詳細図 S=1/30



B 断面詳細図 S=1/30



平面図 S=1/30

特 記 事 項	株 式 会 社 別 当 設 計	管理建築士	管理技術者	設計者	工事名称		設計年月日	接 図	工事種別												
					串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事																
1 級建築士事務所宮崎県知事登録 F-1984号 1 級建築士登録第278449号 別当幸宣																					
図面名称 既存車庫 解体図 3 その他																					

A-11

(串間市庁舎西側車庫解体工事) 工事特記仕様書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p><b>I 工事概要</b></p> <p>1. 工事名稱 串間市庁舎西側車庫一部解体・補修工事</p> <p>2. 工事場所 宮崎県串間市</p> <p>3. 工事種目 (○印のついたものを適用する)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事種目</th> <th colspan="4">建物別及び屋外</th> </tr> <tr> <th>既設車庫</th> <th></th> <th></th> <th>屋外車庫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 電灯設備</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>2 動力設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 電熱設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 雷保護設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 受電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 電力貯蔵設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 電気設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 構内情報通信網設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9 構内電気設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10 情報表示設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11 映像・音響設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12 抗声設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13 誘導支援設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14 テレビ共同受信設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15 テレビ受波障害防除設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16 監視カメラ設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17 駐車場制御設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18 防犯・入退室管理設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19 自動火災報知・自動閉鎖・非常警報設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20 中央監視制御設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21 医療関係設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22 構内配線路</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23 構内通信路</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24 撤去工事</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										工事種目	建物別及び屋外				既設車庫			屋外車庫	1 電灯設備				○	2 動力設備					3 電熱設備					4 雷保護設備					5 受電設備					6 電力貯蔵設備					7 電気設備					8 構内情報通信網設備					9 構内電気設備					10 情報表示設備					11 映像・音響設備					12 抗声設備					13 誘導支援設備					14 テレビ共同受信設備					15 テレビ受波障害防除設備					16 監視カメラ設備					17 駐車場制御設備					18 防犯・入退室管理設備					19 自動火災報知・自動閉鎖・非常警報設備					20 中央監視制御設備					21 医療関係設備					22 構内配線路					23 構内通信路					24 撤去工事	○																																																																																																																																																																																																			
工事種目	建物別及び屋外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	既設車庫			屋外車庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1 電灯設備				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2 動力設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3 電熱設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4 雷保護設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5 受電設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
6 電力貯蔵設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7 電気設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8 構内情報通信網設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
9 構内電気設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
10 情報表示設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
11 映像・音響設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
12 抗声設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
13 誘導支援設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
14 テレビ共同受信設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
15 テレビ受波障害防除設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
16 監視カメラ設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
17 駐車場制御設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
18 防犯・入退室管理設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
19 自動火災報知・自動閉鎖・非常警報設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
20 中央監視制御設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
21 医療関係設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
22 構内配線路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
23 構内通信路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
24 撤去工事	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>II 工事仕様</p> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 特記仕様及び別面に記載されてない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房營繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版(以下「特仕」とい)」及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版並びに国土交通省大臣官房官房營繕部監修・環境課監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版」による。</p> <p>(2) 機械設備工事及び建築工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。 なお、機械設備工事の工事仕様書は( / )図、建築工事の仕様は( / )図による。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、「-」に○印のついたものを適用する。 ○の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>III 機器取付高</p> <p>設計図書に特記なき壁・屋根の機器等の取付高は下表を標準とし、監督員の承認を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>測定</th> <th>取付高(mm)</th> <th>名 称</th> <th>測定</th> <th>取付高(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>取引用計器</td><td>地上～窓中心</td><td>1,800～2,000</td><td>端子盤</td><td>天井下～上端</td><td>200(天井高1,900以下)</td></tr> <tr><td>引込用計器</td><td>地上～中心</td><td>1,800～2,200</td><td>中間子盤(EPS、電気室)</td><td>床下～中心</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>引込開閉器箱(低圧)</td><td>床下～上端</td><td>1,500</td><td>床下配電盤</td><td>床下～上端</td><td>200</td></tr> <tr><td>分電盤、制御盤、実験盤</td><td>床下～中心</td><td>1,500(上端1,900以下)</td><td>床下用電話機</td><td>床下～中心</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>閉間器箱</td><td>"</td><td>"</td><td>報時計</td><td>床下～中心</td><td>1,500(天井高1,900以下)</td></tr> <tr><td>ホーム電盤</td><td>"(天井高) × 0.9</td><td>"</td><td>子時計・スピーカ</td><td>"</td><td>1,300(天井高) × 0.9</td></tr> <tr><td>スイッチ(一般)</td><td>"</td><td>1,300</td><td>アラームホーネ</td><td>"</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>"(身体障害者用)</td><td>"</td><td>900</td><td>增幅器用位置ボックス</td><td>"</td><td>500</td></tr> <tr><td>コンセント、電話用アダプト</td><td>"</td><td>300</td><td>出退室表示</td><td>"</td><td>(天井高) × 0.9</td></tr> <tr><td>直列ユニット(一般)</td><td>"</td><td>200</td><td>差し器(出退表示用)</td><td>"</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>コンセント、電話用アダプト</td><td>"</td><td>200</td><td>ヘル・ブザー・チャイム</td><td>"</td><td>(天井高) × 0.9</td></tr> <tr><td>直列ユニット(和室)</td><td>台上～中心</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンセント、電話用アダプト</td><td>台上～中心</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直列ユニット(台所)</td><td>床上～中心</td><td>800</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンセント</td><td>床上～中心</td><td>800</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンセント(車庫)</td><td>"</td><td>2,100～2,300</td><td>壁下開閉器</td><td>床上～操作部</td><td>800～1,500</td></tr> <tr><td>壁付灯(壁掛)</td><td>"</td><td>2,000～2,500</td><td>壁下受信機・総合盤、発信器</td><td>床上～中心</td><td>800～1,500</td></tr> <tr><td>壁付灯(鏡上)</td><td>"</td><td>150</td><td>火災受信機(複合盤)</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>避難口誘導灯</td><td>床上～下端</td><td>1,500以上</td><td>避難口誘導灯</td><td>床上～中心</td><td></td></tr> <tr><td>廊下通路誘導灯</td><td>床上～上端</td><td>1,000以下</td><td>操作スイッチ押し和</td><td>床上～中心</td><td>(天井高) × 0.9</td></tr> <tr><td>操作スイッチ押し和</td><td>"</td><td>1,300</td><td>警報ベル</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>要報盤</td><td>"</td><td>1,800</td><td>表示灯</td><td>"</td><td>(天井高) × 0.8</td></tr> <tr><td>給油ボックス</td><td>地上～給油口</td><td>1,000</td><td>運動制御器(自動閉鎖)</td><td>"</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>ガス漏れ検知器(LPG)</td><td>床下～中心</td><td>1,500</td><td>ガス漏れ検知器(LPG)</td><td>"</td><td>300</td></tr> <tr><td>サミ・ヒューリック用位置ボックス</td><td>"</td><td>"</td><td>(都市ガス)</td><td>天井面～中心</td><td>(天井面) -200</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 天井高3,000mm以上の場合は、監督員と協議する。</p>										名 称	測定	取付高(mm)	名 称	測定	取付高(mm)	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	端子盤	天井下～上端	200(天井高1,900以下)	引込用計器	地上～中心	1,800～2,200	中間子盤(EPS、電気室)	床下～中心	1,500	引込開閉器箱(低圧)	床下～上端	1,500	床下配電盤	床下～上端	200	分電盤、制御盤、実験盤	床下～中心	1,500(上端1,900以下)	床下用電話機	床下～中心	1,300	閉間器箱	"	"	報時計	床下～中心	1,500(天井高1,900以下)	ホーム電盤	"(天井高) × 0.9	"	子時計・スピーカ	"	1,300(天井高) × 0.9	スイッチ(一般)	"	1,300	アラームホーネ	"	1,300	"(身体障害者用)	"	900	增幅器用位置ボックス	"	500	コンセント、電話用アダプト	"	300	出退室表示	"	(天井高) × 0.9	直列ユニット(一般)	"	200	差し器(出退表示用)	"	1,300	コンセント、電話用アダプト	"	200	ヘル・ブザー・チャイム	"	(天井高) × 0.9	直列ユニット(和室)	台上～中心	150				コンセント、電話用アダプト	台上～中心	150				直列ユニット(台所)	床上～中心	800				コンセント	床上～中心	800				コンセント(車庫)	"	2,100～2,300	壁下開閉器	床上～操作部	800～1,500	壁付灯(壁掛)	"	2,000～2,500	壁下受信機・総合盤、発信器	床上～中心	800～1,500	壁付灯(鏡上)	"	150	火災受信機(複合盤)	"		避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上	避難口誘導灯	床上～中心		廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下	操作スイッチ押し和	床上～中心	(天井高) × 0.9	操作スイッチ押し和	"	1,300	警報ベル	"		要報盤	"	1,800	表示灯	"	(天井高) × 0.8	給油ボックス	地上～給油口	1,000	運動制御器(自動閉鎖)	"	1,500	ガス漏れ検知器(LPG)	床下～中心	1,500	ガス漏れ検知器(LPG)	"	300	サミ・ヒューリック用位置ボックス	"	"	(都市ガス)	天井面～中心	(天井面) -200																																																																																																																																																																					
名 称	測定	取付高(mm)	名 称	測定	取付高(mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	端子盤	天井下～上端	200(天井高1,900以下)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
引込用計器	地上～中心	1,800～2,200	中間子盤(EPS、電気室)	床下～中心	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
引込開閉器箱(低圧)	床下～上端	1,500	床下配電盤	床下～上端	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
分電盤、制御盤、実験盤	床下～中心	1,500(上端1,900以下)	床下用電話機	床下～中心	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
閉間器箱	"	"	報時計	床下～中心	1,500(天井高1,900以下)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ホーム電盤	"(天井高) × 0.9	"	子時計・スピーカ	"	1,300(天井高) × 0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
スイッチ(一般)	"	1,300	アラームホーネ	"	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
"(身体障害者用)	"	900	增幅器用位置ボックス	"	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
コンセント、電話用アダプト	"	300	出退室表示	"	(天井高) × 0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
直列ユニット(一般)	"	200	差し器(出退表示用)	"	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
コンセント、電話用アダプト	"	200	ヘル・ブザー・チャイム	"	(天井高) × 0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
直列ユニット(和室)	台上～中心	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
コンセント、電話用アダプト	台上～中心	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
直列ユニット(台所)	床上～中心	800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
コンセント	床上～中心	800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
コンセント(車庫)	"	2,100～2,300	壁下開閉器	床上～操作部	800～1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
壁付灯(壁掛)	"	2,000～2,500	壁下受信機・総合盤、発信器	床上～中心	800～1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
壁付灯(鏡上)	"	150	火災受信機(複合盤)	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上	避難口誘導灯	床上～中心																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下	操作スイッチ押し和	床上～中心	(天井高) × 0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
操作スイッチ押し和	"	1,300	警報ベル	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
要報盤	"	1,800	表示灯	"	(天井高) × 0.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
給油ボックス	地上～給油口	1,000	運動制御器(自動閉鎖)	"	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ガス漏れ検知器(LPG)	床下～中心	1,500	ガス漏れ検知器(LPG)	"	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
サミ・ヒューリック用位置ボックス	"	"	(都市ガス)	天井面～中心	(天井面) -200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>IV 他工事との取扱い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事内容</th> <th>本工事(電気工事)</th> <th>建築工事</th> <th>機械設備工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="4">機器の基礎</td><td>電気関係</td><td>配電盤、制御盤の基礎</td><td>屋内</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>自家用電気機の基礎(アンカーボルト除く)</td><td>屋外</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>テレビアンテナ基礎( )</td><td>屋上</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>避雷針の基礎( )</td><td>屋内設備</td><td>●</td></tr> <tr><td rowspan="4">機械関係</td><td>屋内設備</td><td>屋外設備(台架、アンカーボルトを除く)</td><td>屋外</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>台架、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)</td><td>屋外</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>特記した基礎(電気及び機械関係以外)</td><td>屋内</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>機械関係</td><td>●</td></tr> <tr><td rowspan="10">開口部</td><td>電気</td><td>接合部の接続</td><td>接合部</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>接合部の接続</td><td>接合部</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>接合部の接続</td><td>接合部</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>接合部の接続</td><td>接合部</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>接合部の接続</td><td>接合部</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>接合部の接続</td><td>接合部</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>接合部の接続</td><td>接合部</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>接合部の接続</td><td>接合部</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>接合部の接続</td><td>接合部</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>接合部の接続</td><td>接合部</td><td>●</td></tr> <tr><td rowspan="10">点検口</td><td>床、壁、天井</td><td>補強を要するもの</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>補強を要しないもの</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>床、床、壁</td><td>補強を要するもの</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>補強を要しないもの</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>床、床、壁</td><td>補強を要するもの</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>補強を要しないもの</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>床、床、壁</td><td>補強を要するもの</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>補強を要しないもの</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>床、床、壁</td><td>補強を要するもの</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>床、床、壁</td><td>補強を要しないもの</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td rowspan="10">外部取付ガリ</td><td>ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>漏泄部のフード</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>換気扇の取付け</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>流し台</td><td>排水トラップ共</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>防油</td><td>オイルサーバーベンチの防油床</td><td>自家用</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>床下マンホールの蓋</td><td>空調用</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>屋外排水管</td><td>雨水</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>雨水立管(たてどい)</td><td>汚水、雑排水</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>手すり</td><td>多機能用便所</td><td>上記以外のもの</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>化粧鏡</td><td>化粧鏡</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td rowspan="10">電気配管</td><td>ガスボンベ取扱い用の鎖</td><td>ガスボンベ取扱い用の鎖</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ</td><td>間の配管記録及び操作スイッチ</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>防火栓リース</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>既製配管切替(バルブ工法)の配管及び埋込ボックス</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>配線シット及びふた</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>機器部との接続(次側)</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>機器部の制御盤に配管記録(接地共)</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>機器部の制御盤への漏泄供給の配管記録</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>自動制御盤・動力盤との電源供給の漏泄配管記録</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>自動制御盤・動力盤との操作回路の漏泄配管記録</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td rowspan="10">電気機器</td><td>天井井形F C U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続</td><td>天井井形F C U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続</td><td>天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td rowspan="10">ガス機器</td><td>ガス漏れ検知器</td><td>ガス漏れ検知器</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>電気錠及び通電金具</td><td>電気錠及び通電金具</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>電気錠</td><td>電気錠</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>T ENキー及び制御盤</td><td>T ENキー及び制御盤</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>ユニットバス、ユニットバス内水栓</td><td>ユニットバス、ユニットバス内水栓</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>ユニットバス換気扇</td><td>ユニットバス換気扇</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>洗濯室</td><td>洗濯室</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>ボード、Tバー</td><td>ボード、Tバー</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>照明器具</td><td>照明器具</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td></td><td>システム天井</td><td>システム天井</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td rowspan="10">特記事項</td><td>空調天井</td><td>空調天井</td><td>●</td><td>●</td></tr> </tbody> </table>										工事内容		本工事(電気工事)	建築工事	機械設備工事	機器の基礎	電気関係	配電盤、制御盤の基礎	屋内	●		自家用電気機の基礎(アンカーボルト除く)	屋外	●		テレビアンテナ基礎( )	屋上	●		避雷針の基礎( )	屋内設備	●	機械関係	屋内設備	屋外設備(台架、アンカーボルトを除く)	屋外	●		台架、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)	屋外	●		特記した基礎(電気及び機械関係以外)	屋内	●			機械関係	●	開口部	電気	接合部の接続	接合部	●		接合部の接続	接合部	●		接合部の接続	接合部	●		接合部の接続	接合部	●		接合部の接続	接合部	●		接合部の接続	接合部	●		接合部の接続	接合部	●		接合部の接続	接合部	●		接合部の接続	接合部	●		接合部の接続	接合部	●	点検口	床、壁、天井	補強を要するもの	●	●		補強を要しないもの	●	●		床、床、壁	補強を要するもの	●	●		補強を要しないもの	●	●		床、床、壁	補強を要するもの	●	●		補強を要しないもの	●	●		床、床、壁	補強を要するもの	●	●		補強を要しないもの	●	●		床、床、壁	補強を要するもの	●	●		床、床、壁	補強を要しないもの	●	●	外部取付ガリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	●	●	●		漏泄部のフード	●	●		換気扇の取付け	●	●		流し台	排水トラップ共	●	●		防油	オイルサーバーベンチの防油床	自家用	●		床下マンホールの蓋	空調用	●	●		屋外排水管	雨水	●	●		雨水立管(たてどい)	汚水、雑排水	●	●		手すり	多機能用便所	上記以外のもの	●		化粧鏡	化粧鏡	●	●	電気配管	ガスボンベ取扱い用の鎖	ガスボンベ取扱い用の鎖	●	●		自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ	間の配管記録及び操作スイッチ	●	●		防火栓リース	●	●		既製配管切替(バルブ工法)の配管及び埋込ボックス	●	●		配線シット及びふた	●	●		機器部との接続(次側)	●	●		機器部の制御盤に配管記録(接地共)	●	●		機器部の制御盤への漏泄供給の配管記録	●	●		自動制御盤・動力盤との電源供給の漏泄配管記録	●	●		自動制御盤・動力盤との操作回路の漏泄配管記録	●	●	電気機器	天井井形F C U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●	ガス機器	ガス漏れ検知器	ガス漏れ検知器	●	●		電気錠及び通電金具	電気錠及び通電金具	●	●		電気錠	電気錠	●	●		T ENキー及び制御盤	T ENキー及び制御盤	●	●		ユニットバス、ユニットバス内水栓	ユニットバス、ユニットバス内水栓	●	●		ユニットバス換気扇	ユニットバス換気扇	●	●		洗濯室	洗濯室	●	●		ボード、Tバー	ボード、Tバー	●	●		照明器具	照明器具	●	●		システム天井	システム天井	●	●	特記事項	空調天井	空調天井	●	●
工事内容		本工事(電気工事)	建築工事	機械設備工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
機器の基礎	電気関係	配電盤、制御盤の基礎	屋内	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		自家用電気機の基礎(アンカーボルト除く)	屋外	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		テレビアンテナ基礎( )	屋上	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		避雷針の基礎( )	屋内設備	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
機械関係	屋内設備	屋外設備(台架、アンカーボルトを除く)	屋外	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		台架、アンカーボルト(電気及び機械関係以外)	屋外	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		特記した基礎(電気及び機械関係以外)	屋内	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			機械関係	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
開口部	電気	接合部の接続	接合部	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		接合部の接続	接合部	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		接合部の接続	接合部	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		接合部の接続	接合部	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		接合部の接続	接合部	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		接合部の接続	接合部	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		接合部の接続	接合部	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		接合部の接続	接合部	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		接合部の接続	接合部	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		接合部の接続	接合部	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
点検口	床、壁、天井	補強を要するもの	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		補強を要しないもの	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		床、床、壁	補強を要するもの	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		補強を要しないもの	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		床、床、壁	補強を要するもの	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		補強を要しないもの	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		床、床、壁	補強を要するもの	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		補強を要しないもの	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		床、床、壁	補強を要するもの	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		床、床、壁	補強を要しないもの	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
外部取付ガリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	●	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		漏泄部のフード	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		換気扇の取付け	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		流し台	排水トラップ共	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		防油	オイルサーバーベンチの防油床	自家用	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		床下マンホールの蓋	空調用	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		屋外排水管	雨水	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		雨水立管(たてどい)	汚水、雑排水	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		手すり	多機能用便所	上記以外のもの	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		化粧鏡	化粧鏡	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
電気配管	ガスボンベ取扱い用の鎖	ガスボンベ取扱い用の鎖	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ	間の配管記録及び操作スイッチ	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		防火栓リース	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		既製配管切替(バルブ工法)の配管及び埋込ボックス	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		配線シット及びふた	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		機器部との接続(次側)	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		機器部の制御盤に配管記録(接地共)	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		機器部の制御盤への漏泄供給の配管記録	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		自動制御盤・動力盤との電源供給の漏泄配管記録	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		自動制御盤・動力盤との操作回路の漏泄配管記録	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
電気機器	天井井形F C U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	天井井形F C G U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属機器スイッチとの接続	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ガス機器	ガス漏れ検知器	ガス漏れ検知器	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		電気錠及び通電金具	電気錠及び通電金具	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		電気錠	電気錠	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		T ENキー及び制御盤	T ENキー及び制御盤	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		ユニットバス、ユニットバス内水栓	ユニットバス、ユニットバス内水栓	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		ユニットバス換気扇	ユニットバス換気扇	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		洗濯室	洗濯室	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		ボード、Tバー	ボード、Tバー	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		照明器具	照明器具	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		システム天井	システム天井	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
特記事項	空調天井	空調天井	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<p>項目</p> <p>特記事項</p> <p>1. 建設リサイクル法</p> <p>対象工事 ○ 対象外工事 請負金の額による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象建設工事の種類</th> <th colspan="3">規模の基準</th> </tr> <tr> <th>建築物の解体</th> <th>床面積の合計</th> <th>80 ㎡以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建築物の新築・増築</td><td>床面積の合計</td><td>500 ㎡以上</td><td></td></tr> <tr><td>建築物の修繕・模様替(リフォーム等)</td><td>請負金の額</td><td>1 億円以上</td><td></td></tr> <tr><td>建築物以外のもの解体・新築(土木工事等)</td><td>請負金の額</td><td>500 万円以上</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※設備機材等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、J1Sマーク表示のない機材及びその製造者は、つきの(1)～(6)の事項を満たすものとす。</p> <p>(1) 機材及びその製造者は、つきの(1)～(6)の事項を満たすものとす。</p> <p>(2) 生産施設及び品質の管理者が適切に行われていること。</p> <p>(3) 安定的な供給が可能であること。</p> <p>(4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。</p> <p>(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>(6) 保守・修理の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>LEJ光沢機材の仕様に特に指定がない場合は、発注時における(一社)日本照明工業会(JJMA)等の基準を満たしているものとす。</p> <p>なお、これらの機材を使用する場合は、設計図面に定める品質及び性能を有するとの認定をもつて、(一社)日本建築協会、他が発行する資料等の写しを監督員に提出して実績を受けるものとす。</p> <p>3. 電気工作物の種類</p> <p>一般 ○ 自家用</p> <p>※契約電力500kW以上の場合は、第一種電気工作事により施工を行う。</p> <p>電気通信業第7条に規定する工事担当者※( )内は、みなしだ対象の旧資格者証</p> <p>第一級アナログ通信(A1第一種)・第二級アナログ通信(A1第三種)・A1第二種</p> <p>第一級デジタル通信(DD第一種)・第二級デジタル通信(DD第三種)・DD第二種</p> <p>総合通信(A1・DD総合種)</p> <p>従量電灯(・A・B・C)・低圧電力 ○ 業務用電力・臨時電力</p> <p>電力供給事業者( )</p> <p>電気主任技術者( )</p> <p>※新規における工事目的物の引渡しまでの基本料金及び使用電力料金は、受注者負担とする。</p>										対象建設工事の種類	規模の基準			建築物の解体	床面積の合計	80 ㎡以上	建築物の新築・増築	床面積の合計	500 ㎡以上		建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負金の額	1 億円以上		建築物以外のもの解体・新築(土木工事等)	請負金の額	500 万円以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	対象建設工事の種類	規模の基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		建築物の解体	床面積の合計	80 ㎡以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	建築物の新築・増築	床面積の合計	500 ㎡以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負金の額	1 億円以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	建築物以外のもの解体・新築(土木工事等)	請負金の額	500 万円以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	<p>5. 工事担当者</p> <p>電気通信業第7条に規定する工事担当者※( )内は、みなしだ対象の旧資格者証</p> <p>第一級アナログ通信(A1第一種)・第二級アナログ通信(A1第三種)・A1第二種</p> <p>第一級デジタル通信(DD第一種)・第二級デジタル通信(DD第三種)・DD第二種</p> <p>総合通信(A1・DD総合種)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	<p>6. 契約種別</p> <p>従量電灯(・A・B・C)・低圧電力 ○ 業務用電力・臨時電力</p> <p>電力供給事業者( )</p> <p>電気主任技術者( )</p> <p>※新規における工事目的物の引渡しまでの基本料金及び使用電力料金は、受注者負担とする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	<p>株式会社別当設計</p> <p>管理建築士 管理技術者 設計者</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

